

目 次

第1号（3月1日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局職員出席者	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	4
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
議案第1号 平成30年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）	7
議案第2号 平成30年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	14
議案第3号 平成30年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	15
議案第4号 平成30年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	17
議案第5号 平成30年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第3号）	18
議案第6号 公有水面埋立について	19
議案第7号 津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正について	20
議案第8号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について	20
議案第9号 津奈木町手数料条例の一部改正について	20
議案第10号 津奈木町国民健康保険診療費支払基金条例の一部改正について	20
議案第11号 津奈木町森林経営管理事業基金条例の制定について	20
議案第12号 津奈木町幼稚園設置条例の一部改正について	20
議案第13号 つなぎ美術館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について	20
議案第14号 津奈木町体育施設条例の一部改正について	20
議案第15号 津奈木町敬老祝金条例の一部改正について	20
議案第16号 津奈木町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について	20

議案第17号	津奈木町簡易水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について	20
議案第18号	平成31年度津奈木町一般会計予算	20
議案第19号	平成31年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算	20
議案第20号	平成31年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算	20
議案第21号	平成31年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算	20
議案第22号	平成31年度津奈木町介護保険事業特別会計予算	20
議案第23号	平成31年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算	20
議案第24号	平成31年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算	20
散 会		27

第2号（3月12日）

議事日程		29
本日の会議に付した事件		29
出席議員		29
欠席議員		29
事務局職員出席者		29
説明のため出席した者の職氏名		29
開 議		32
一般質問		32
4番 橋口知恵子君		32
3番 久村 昌司君		42
散 会		47

第3号（3月15日）

議事日程		49
本日の会議に付した事件		50
出席議員		50
欠席議員		51
事務局職員出席者		51
説明のため出席した者の職氏名		51
開 議		51

議案第7号	津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正について	5 1
議案第8号	津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について	5 1
議案第9号	津奈木町手数料条例の一部改正について	5 1
議案第10号	津奈木町国民健康保険診療費支払基金条例の一部改正について	5 1
議案第11号	津奈木町森林経営管理事業基金条例の制定について	5 1
議案第13号	つなぎ美術館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について	5 1
議案第14号	津奈木町体育施設条例の一部改正について	5 1
議案第15号	津奈木町敬老祝金条例の一部改正について	5 1
議案第16号	津奈木町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について	5 1
議案第17号	津奈木町簡易水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について	5 2
議案第18号	平成31年度津奈木町一般会計予算	5 2
議案第19号	平成31年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算	5 2
議案第20号	平成31年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算	5 2
議案第21号	平成31年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算	5 2
議案第22号	平成31年度津奈木町介護保険事業特別会計予算	5 2
議案第23号	平成31年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算	5 2
議案第24号	平成31年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算	5 2
議案第25号	第9期津奈木町振興計画 後期基本計画の策定について	6 6
議員派遣の件		6 7
議会運営委員会の閉会中の継続調査の件		6 7
総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件		6 8
教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件		6 8
同意第1号	津奈木町監査委員の選任同意について	6 8
同意第2号	津奈木町副町長の選任同意について	6 9
閉 会		7 0
終 了		7 1
署 名		7 2

津奈木町告示第7号

平成31年第1回津奈木町議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年2月15日

津奈木町長 山田 豊隆

- 1 期 日 平成31年3月1日
 - 2 場 所 津奈木町議会本会議場
-

○開会日に応招した議員

上村 勝法君	澤井 静代君
久村 昌司君	橋口知恵子君
柳迫 好則君	寺本 信介君
村上 義廣君	林 賢二君
川野 雄一君	

○3月12日に応招した議員

○3月15日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成31年 第1回 (定例) 津 奈 木 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成31年3月1日 (金曜日)

議事日程 (第1号)

平成31年3月1日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 平成30年度津奈木町一般会計補正予算 (第5号)
- 日程第5 議案第2号 平成30年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第4号)
- 日程第6 議案第3号 平成30年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第7 議案第4号 平成30年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算 (第4号)
- 日程第8 議案第5号 平成30年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第9 議案第6号 公有水面埋立について
- 日程第10 議案第7号 津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第8号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第12 議案第9号 津奈木町手数料条例の一部改正について
- 日程第13 議案第10号 津奈木町国民健康保険診療費支払基金条例の一部改正について
- 日程第14 議案第11号 津奈木町森林経営管理事業基金条例の制定について
- 日程第15 議案第12号 津奈木町幼稚園設置条例の一部改正について
- 日程第16 議案第13号 つなぎ美術館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第14号 津奈木町体育施設条例の一部改正について
- 日程第18 議案第15号 津奈木町敬老祝金条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 津奈木町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第17号 津奈木町簡易水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第18号 平成31年度津奈木町一般会計予算
- 日程第22 議案第19号 平成31年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第20号 平成31年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第24 議案第21号 平成31年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第25 議案第22号 平成31年度津奈木町介護保険事業特別会計予算

日程第26 議案第23号 平成31年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算

日程第27 議案第24号 平成31年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号 平成30年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）

日程第5 議案第2号 平成30年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程第6 議案第3号 平成30年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第4号 平成30年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程第8 議案第5号 平成30年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第3号）

日程第9 議案第6号 公有水面埋立について

日程第10 議案第7号 津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第8号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について

日程第12 議案第9号 津奈木町手数料条例の一部改正について

日程第13 議案第10号 津奈木町国民健康保険診療費支払基金条例の一部改正について

日程第14 議案第11号 津奈木町森林経営管理事業基金条例の制定について

日程第15 議案第12号 津奈木町幼稚園設置条例の一部改正について

日程第16 議案第13号 つなぎ美術館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について

日程第17 議案第14号 津奈木町体育施設条例の一部改正について

日程第18 議案第15号 津奈木町敬老祝金条例の一部改正について

日程第19 議案第16号 津奈木町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について

日程第20 議案第17号 津奈木町簡易水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について

日程第21 議案第18号 平成31年度津奈木町一般会計予算

日程第22 議案第19号 平成31年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算

日程第23 議案第20号 平成31年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第24 議案第21号 平成31年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算

日程第25 議案第22号 平成31年度津奈木町介護保険事業特別会計予算

日程第26 議案第23号 平成31年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算

日程第27 議案第24号 平成31年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算

出席議員（9名）

1番 上村 勝法君	2番 澤井 静代君
3番 久村 昌司君	4番 橋口知恵子君
5番 柳迫 好則君	6番 寺本 信介君
7番 村上 義廣君	8番 林 賢二君
9番 川野 雄一君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 久村 庄次君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 豊隆君	教育長	塩山 一之君
総務課長	林田 三洋君	政策企画課長	倉本 健一君
振興課長	新立 啓介君	振興審議員	下川 秀美君
住民課長	吉澤 信久君	ほけん福祉課長	五嶋 睦子君
教育課長	椎葉 正盛君	会計課長	財部 大介君

午前10時00分開会

○議長（川野 雄一君） ただいまから平成31年第1回津奈木町議会定例会を開会致します。

第1回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位には、公私ともに御多忙の中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会は、平成31年度当初予算を初め、平成30年度補正予算のほか、条例の一部改正など、多くの議案を審議する重要な議会であります。諸議案は、多種多様にわたっており、会期も長期間予定されております。

新年度における施政方針等については、後ほど町長から詳しく説明があると思いますが、議会と致しましては、さらなる検討を加え、町民の切望する諸施策を町政運営に反映すべく、十分な審議を重ねてまいりたいと思います。

3月に入りましたとはいえ、天気予報によりますと、まだ寒い日が続くようでございます。このような季節柄、議員各位におかれましては、長期間の会期になりますので、御自愛いただき、審議に御精励くださり、適切妥当な議決に達せられますよう念願し、開会の御挨拶と致します。

ここで、町長からの発言の申し出がっておりますので、これを許します。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成31年第1回津奈木町議会定例会を招集致しましたところ、議員の皆様におかれましては、全員お元気にて定例会に御出席を賜り、まことにありがとうございました。

おそらく平成を締めくくる最後の議会ということで、特別な思いで壇上に上がっております。

加えて、新たな時代の始まりでもある本年、第9期津奈木町振興計画後期基本計画をもとに、これまで以上にまちづくりを加速させていきたいと思っています。

さて、来年2020年はいよいよ東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。

すい星のごとくあらわれ、1月のテニスの全豪オープンで四大大会2連覇を達成し、あわせて世界ランク1位となった大坂なおみ選手を初め、日本人選手には大いに期待するところです。

ただ、人気も実力も東京五輪の顔と期待されていた池江璃花子選手を白血病という突然の病魔が襲いました。本人は病気と闘うことを決め、公表に至ったと聞いています。今は池江選手がプールに戻ってくることを信じて、温かく見守ってまいりたいと思います。

さて、いよいよあすは、南九州西回り自動車道の津奈木インターから水俣インター間の開通式が行われます。津奈木インターが開通してからはや3年、今回の開通は、本町にとっても大きな物流の変化となります。

今後は、西回り自動車道の全線開通こそが、大きな効果を生み出すとプラスに捉え、出水市や阿久根市など、近隣の市町村から観光客を取り込む、町の新たな施策も展開していかなければなりません。

元気で活力のある町をつくるために、今後は観光部門にも力を入れてまいり所存ですので、皆様の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

この冬は、朝夕の冷え込みは多少あったものの、暖冬となりました。梅の花も早くから色づき、ツバキの花が咲き、桜のつぼみも大分膨らんでまいりました。間もなくすると、満開の桜が町を彩ってくれると思います。

本定例会に上程致しました案件は、平成31年度当初予算を初め、条例改正等、非常に重要な案件でございます。長い定例会になると思いますが、十分なる御審議をお願い申し上げまして、御挨拶にかえさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（川野 雄一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、8番、林賢二君、1番、上村勝法君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（川野 雄一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、さきに開催されました議会運営委員会において、本日から3月15日までとの答申をいただいております。よって、本日から3月15日までの15日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月15日までの15日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（川野 雄一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

12月25日、水俣芦北広域行政事務組合議会定例会が水俣芦北広域行政事務組合講堂で開催され、議長、副議長出席。

2月5日、水俣芦北広域行政事務組合議会臨時会が水俣芦北広域行政事務組合講堂で開催され、議長、副議長出席。

2月15日、第69回熊本県町村議会議長会定期総会が熊本テルサで開催され、議長出席。

2月22日、議会運営委員会を開催。

また、代表監査委員より1月から2月に実施されました例月出納検査の結果報告がっております。

これで、諸般の報告を終わります。

ここで、全国議長会及び熊本県議長会から、表彰状が参っておりますので、表彰状の伝達を行います。

全国議長会表彰は、林賢二君が、議員歴27年以上、寺本信介君が、議員歴15年以上の表彰です。

熊本県議長会表彰は、村上義廣君が、議員歴23年以上、寺本信介君が、議員歴15年以上の

表彰です。

林賢二君から順次表彰を行いますので、前のほうにお進みいただければと思います。

[表彰状伝達]

日程第4. 議案第1号 平成30年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）

○議長（川野 雄一君） 日程第4、議案第1号平成30年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第1号平成30年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）について、歳出の主なものから御説明申し上げます。

総務費では、総務管理費で副町長に係る人件費を減額し、財産管理費では、美術振興基金へ寄附がありましたので、積立金を増額致しております。

企画費では、地域おこし協力隊員に係る経費や空き家リフォーム事業補助金、定住促進事業補助金などを実績見込みにより減額致しております。

民生費では、社会福祉費で国民健康保険事業特別会計繰出金や老人福祉施設入所事業扶助費、障害児通所給付費等を実績見込みにより減額致しております。

児童福祉費では、津南保育園の利用定員改定などから私立保育園等運営委託費を増額し、児童手当費は、実績により減額致しております。保育園費の嘱託員報酬につきましても、採用人員の減少により減額致しております。

衛生費では、保健衛生費で、決算見込み額にあわせ養育医療扶助費を減額し、太陽光発電システム設置費補助金や合併浄化槽設置補助金につきましても、実績見込みにより減額致しております。

農林水産業費では、農業費で農業委員及び農地利用最適化推進委員の成果実績にあわせ、各委員報酬を増額致しております。中山間地域総合整備事業負担金につきましても、工事費に係る予算が確保されませんでしたので減額し、林業費でも、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金の申請が1件取り下げられましたので減額致しております。

商工費では、国が進めるプレミアムつき商品券の事務費に係る予算を新たに追加計上致しております。

土木費では、戸建て木造住宅の耐震改修等事業補助金を実績にあわせ減額し、単県道路改築事業負担金や海岸堤防等老朽化対策緊急事業費負担金も、県の実施事業費にあわせ減額致しております。

歳入について御説明申し上げます。

使用料及び手数料では、実績見込みにより住宅使用料を増額致しております。

国庫支出金及び県支出金でも、交付決定額及び実績見込みにあわせ、各予算を増減致しております。

財産収入の土地売払収入と諸収入の源泉タンク移転工事補償金は、温泉センターの源泉移転に伴う収入になります。

寄附金では、美術振興基金への指定寄附がありましたので追加計上致しております。繰入金では、財政調整基金及び地域振興基金を実績見込みに基づき減額致しております。

諸収入の雑入では、水俣・芦北地域振興財団の福祉対策特別助成金を減額し、熊本県市町村振興協会からの交付金等を増額致しております。

町債では、小中学校空調設備整備事業債を増減致しております。

第2表の繰越明許費は、福浦漁港物揚げ場整備事業や温泉センター源泉タンク移転事業、小中学校空調設備整備事業を主に計10事業を平成31年度へ繰り越すものでございます。

第3表、地方債補正は、小中学校空調設備整備事業の変更によるものでございます。

歳入歳出補正総額は7,040万円の減額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,610万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入は10ページから13ページ、歳出は14ページから20ページです。

歳出から質疑を行います。14ページ、15ページ、質疑ございませんか。14ページ、15ページ。4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） 4番、橋口です。14ページの企画費の中で地域おこし協力隊員報酬というのが減額になっていますけども、今回、3月からですね、一応新しい方が、うれしいんですけど、いらっしゃいますけども、その人の分はちゃんと確保はされているんでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、倉本健一君。

○政策企画課長（倉本 健一君） お答え致します。

地域おこし協力隊員の報酬については、当初予算、2名の方の報酬を計上しておりました。去年の4月1日から高木さんという方が、女性の方が就任をしておりまして、先ほど御紹介しました小野さんという方が今月1日から、きょうからですね、就任ということで、1カ月分しか報酬は出ませんので、11カ月分を削除するものです。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、16ページ、17ページ。4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） 16ページの環境衛生費の中で、負担金補助及び交付金で、合併処理浄化槽設置補助金というのが大分減額になっていますけども、これは実績に伴った減額ということでしたけども、現在、何件ぐらい施工されているのか、お願いします。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、新立啓介君。

○振興課長（新立 啓介君） お答え致します。

合併浄化槽につきましては、当初予算で5人槽を10基、7人槽を14基、10人槽を1基、撤去費を3基、合計の25基、予算計上しておりましたけれども、実績によりまして5人槽7基、7人槽6基、10人槽1基、撤去費ゼロ、合計の14基ということで、事業費に致しましては、実績が870万円、当初予算では1,607万円を計上しておりますので、その差額の737万円を減額致しております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） 実績に伴ってということですけども、一応当初予算では件数も結構出ているようにされているんですが、実際、その実績の分で25基ですね。25基しかできなかったということは、何か町民の皆様の理由というのがあると思うんですけども、そういうところは考えておられますか。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、新立啓介君。

○振興課長（新立 啓介君） 浄化槽につきましてはですね、平成27年から31年までの5カ年計画ということで計画を立てております。年間25基の5年ということですよ。125件、撤去費が3件、全体で140件を予定をしております。予算配分につきましても、当初の全体の事業費に見合う補助金の設定がされております。

毎年、この25基というのをですね、5カ年間、申請は行っております。実績が14基ということで、最近、住宅のですね、新築も減りまして、また浜地区みたいにですね、浄化槽を設置する敷地がないとか、そういう部分が多く残っておる関係で、少しずつ減っているのかなというふうに思います。

普及率としましてはですね、75パーセントを超えておりますので、そういう設置困難な地区といえますか、場所とか、そういうので若干伸びが悪いのかなというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） 4番、橋口です。原因というのがあると思うんですね。だから、

設置をしてくださいというのは、町のほうから補助金が出るからいいというんですけども、設置ができない方たちの状況を把握していかなきゃいけないかなって町のほうでも思いますので、その点をちょっとまた、どうすればいいかということを考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。7番、村上義廣君。

○議員（7番 村上 義廣君） 今のところのちょっと下の衛生費の中でですね、委託料が出ておりますが、不燃物の運搬処理委託料、出ておりますが、この金額というのはですね、これ毎年減っているのか。それとも、この年の、30年度のあれで80万8,000円上がっているのか。また、この不燃物というのは年々ふえているのか減っているのかですね。減ってきて、毎年減ってくれば、町全体からして結構なんですけど、不燃物なんかが出て、ふえてくるということは、ちょっとあれかなと思ひまして、今ここで減額されている理由ちゅうのは、この年の減額であるのか。それとも、ここ二、三年、どうなのかをちょっとお伺い致します。

○議長（川野 雄一君） 住民課長、吉澤信久君。

○住民課長（吉澤 信久君） お答えを致します。

今回の補正予算で減額した主なものにつきましては、不燃粗大ごみですね、の年間処理量が当初の見込みよりも減量、減少したことによるものでございます。また、運搬処理単価がですね、入札によって下がったというのも原因でございます。

それから、処理量なんですけども、28年、29年、見ますと、減少傾向にあります。ことしはですね、去年と大体変わらないぐらいというふうな予想でございます。

一応不燃物につきましては45トンということで計上致しておりますが、大体ことしが40トンぐらいという見込みで出しております。

3年間を見ますと、だんだん全体としては減少傾向にあります。けども、不燃物につきましては、大体同じぐらいの推移で行っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。3番、久村昌司君。

○議員（3番 久村 昌司君） 3番、久村です。16ページの農業費の中の農業委員会報酬と農地利用最適化推進委員報酬169万4,000円あるんですけど、内容の説明をお願いします。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、新立啓介君。

○振興課長（新立 啓介君） お答え致します。

農業委員会委員の報酬と最適化推進委員の報酬でございますが、農地利用最適化交付金事業によりましてですね、毎年1月1日から12月31日までを活動の期限と致しまして、その実績に基づいてですね、担い手の農地集積であったり、遊休農地の発生防止・解消であったりというこ

とで、これについて、どれだけ集積を行ったかということで点数化をされまして、その点数によりましてですね、大体1人当たり1万4,000円の12月の点数ですね。解消率が、今回津奈木の場合は110パーセント以上ということで、点数が9点と、分母になる点数も9点でしたので、1ということですね。農業委員が6名と推進委員が5名ですので、計算して92万4,000円と77万円ということで、今回補正で上げましたのは、先ほど申しあげましたように、1月1日から12月31日までの活動に対する交付金ということで、その実績に基づいて申請し、委員さんの報酬を支払うものですから、今回の補正計上ということになりました。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、久村昌司君。

○議員（3番 久村 昌司君） 3番、久村です。前回の3月、去年の3月の委員会のほうでの説明もありましてですね、農業委員会報酬で農業委員の人と推進委員の人の金額は、大体同じぐらいにするという話を聞いたことがあるんですけど、変わりなくそういういろんな仕事をして、大なり小なり、均一でやるということになっているのでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、新立啓介君。

○振興課長（新立 啓介君） 活動実績につきましてはですね、毎月活動報告を各委員さん、提出をさせていただいております。それについては今回、加味されておきませんが、集積のみですね、今回、交付申請を行っております。

差をつけるかということですが、県下の状況を見ますとですね、大体3割ぐらいは活動実績も、大きくは分けられないということですね。3段階とか、A、B、C、そしてBを100とすればAを110、Cを90、1割増減ですね、でされている農業委員会もございます。ほとんどの農業委員会は、差はつけられないだろうということですね、大体均等に配分をされているようでございます。うちのほうも昨年、そういう御意見もございましたけども、現時点では平等にということ考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 1番、上村勝法君。

○議員（1番 上村 勝法君） 1番、上村です。17ページの林業振興費で、緑の産業再生プロジェクト推進事業補助金とありますが、減額として1件の申請を取り下げられたと思うんですけど、その原因は何だったのか、お伺いします。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、新立啓介君。

○振興課長（新立 啓介君） 緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金ですけども、これ当初、水俣芦北森林組合と水俣木材市場とヤマショウさんです、3件からの当初計画でございました。森林組合については、計画上は上がりましてけども、当初の申請は実施をしておりません。水俣

木材市場につきましては、補助金がですね、ちょっと減額をされて、交付をされている。

今議員からありましたように、ヤマショウさんがですね、取り下げをしたと。これ早急に導入が必要になったため、自力で導入をされたということで、今回、計画の取り下げということで減額を致しております。

○議長（川野 雄一君） 1番、上村勝法君。

○議員（1番 上村 勝法君） 金額がですね、かなり大きいと思いますが、一業者さんもせっば詰まってとか、救急にそうやって急いで機械を入れたかったと思うんですが、せっかくの補助金をですね、有効利用して、そのあたりをですね、早急に対応できなかつたのかと思いますが、今後ですね、そういうことも気をつけていただければと思いますけど。

○議長（川野 雄一君） ほかに。4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） 4番、橋口です。17ページの一番下の土木総務費の中で負担金補助及び交付金で、戸建ての木造住宅耐震改修等事業補助金というのが減額をされていますけども、今のところ耐震改修をされたのは何件か、お願いします。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、新立啓介君。

○振興課長（新立 啓介君） 戸建て木造住宅の耐震改修事業補助金でございますが、これ当初予算におきましては改修の設計を2件と改修工事を2件ということで、160万、予算を計上しておりましたけども、実績としましてはですね、設計も工事もゼロということでございました。

ただ耐震診断につきましては、自己負担ですので、これ1件診断をされたということをお聞きしております。診断をされて耐震性はなかつたということですが、それが改修の設計工事まで今回至らなかつたということでございます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） 結局、改修工事をされなかつたということですが、1戸建ての木造というのは耐震に弱いですね。なので、これに規制が、耐震の診断をするには結構規程がありますよね、いろんな。規程をもう一回、お願いします。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、新立啓介君。

○振興課長（新立 啓介君） 耐震改修は建築基準法ですね、昭和56年6月以前に建てられた住宅が対象となっておりますので、そういう住宅、それ以降に建てられた分についてはですね、一応耐震性はあると判断されておりますけども、心配な方はされても結構かなと考えています。

○議長（川野 雄一君） 4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） 耐震を受けるために自己負担と先ほど言われましたけども、その時点からやはりですね、どれぐらいお金がかかるのか、私も把握していませんけども、耐震の

基準に満たしているかというのをですね、できたら本当前後というか、57年、56年前に建てられたところはしてくださいということで、町のほうからも促すというかですね、そういうのをしてもらって、あと改修工事になったときには160万しかないんですよね。なので、もうちょっとここをですね、補助金のほうを国、県とかなんかのほうに要望してもらって、実績を反映していただきたいと思います。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、18、19、ございませんか。18、19です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、20ページ、ございませんか。ようございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 歳出での質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入の質疑を行います。10ページ、11ページです。10ページ、11ページ、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、12ページ、13ページ。3番、久村昌司君。

○議員（3番 久村 昌司君） 3番、久村です。13ページですね、小学校施設整備事業債ですね、1,190万、済みません、小学校の空調設備ですね。それで、この200万減と中学校の200万増となっておりますけど、今の前回空調をやるということですね、2月ぐらいには入札とか、早目にやると言っておりましたけど、今の状況はどういうふうな状況になっているのか、御説明をお願いします。

○議長（川野 雄一君） 教育課長、椎葉正盛君。

○教育課長（椎葉 正盛君） お答えします。

今、設計のほうのですね、入札を行いまして、一応業者のほうは決まっておりますが、何せ、全国的な事例になりますもんですから、業者のほうもなかなか対応し切れていないという状況になっております。設計ができましたら、すぐに工事の入札のほうに入りたいというふうに思っておりますが、若干おくらしているという状況になっております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、久村昌司君。

○議員（3番 久村 昌司君） 前回の話だと、6月ぐらいには完了させたいという、それも夏ぐらいまでとか、長い期間。それぐらいになる可能性もあるということでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 教育課長、椎葉正盛君。

○教育課長（椎葉 正盛君） はっきりとは申せませんが、あともう一つの問題としましては、冷房機そのものがですね、生産に追いついていないという状況も聞いておりますので、もしかすれば夏休み後になる可能性もあるというふうに思います。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、質疑なしと認めます。

全体での質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号平成30年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第2号 平成30年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（川野 雄一君） 日程第5、議案第2号平成30年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第2号平成30年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳出では、保険給付費で一般被保険者療養給付費を減額し、保健事業費でも、嘱託員報酬を減額致しております。

歳入では、収納見込み額の減少に伴い、国民健康保険税を減額。繰入金でも、保険基盤安定繰入金や財政安定化支援事業繰入金を決定額にあわせ減額致しております。

諸収入では、第三者行為損害賠償請求による納付がありましたので、追加計上致しております。
歳入歳出補正総額は1,600万円の減額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,310万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。歳入、6ページ、7ページ、歳出、8ページです。質疑ございませんか。6ページ、7ページ、歳入ですね。歳出は8ページです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号平成30年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第3号 平成30年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（川野 雄一君） 日程第6、議案第3号平成30年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第3号平成30年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳出では、簡易水道事業費で配水池清掃業務委託料等を減額し、簡易水道統合事業に係る工事費を増額致しております。

歳入では、水道使用料や給水加入金、基金繰入金等を増減致しております。

第2表の繰越明許費では、水道施設情報管理システム更新業務と簡易水道再編推進事業を平成31年度へ繰り越すものでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,700万円で、変更はございません。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。歳入、8ページ、歳出、9ページです。質疑ございませんか。3番、久村昌司君。

○議員（3番 久村 昌司君） 3番、久村です。一般管理費ですね、水俣市水道使用料50万、12月でもたしか100万ぐらいの補正を組んだと思いますけど、また50万の追加ということで、この理由をお伺いします。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、新立啓介君。

○振興課長（新立 啓介君） 議員おっしゃられたとおり、12月の補正予算で150万円、増額補正を行ったところでございます。その後ですね、12月、1月、計画を致しました金額よりもですね、31万円ほど超過しております。

原因としてはですね、水俣市の水道水は主に小津奈木地区を賄っておりますので、飲食店とかですね、施設等が小津奈木地区に集中しておる関係で、12月、1月の年末年始等でですね、使用料が増加したのではないかというふうに考えております。

また、小津奈木水源につきましては、2月を目途にということで御報告しておりますが、3月中には認可がとれるような状況まで行っております。若干おくれておりますけども、4月からは供給ができるかと思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） 4番、橋口です。9ページの施設管理費の中で委託料、配水池の清掃業務委託料とありますけども、これが減額になっておりますけども、ちゃんと清掃業務というのは行われているのでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、新立啓介君。

○振興課長（新立 啓介君） お答えします。

当初予算ではですね、小津奈木、赤崎、平国の3カ所を実施する予定にしておりました。

小津奈木地区はですね、汚れがそんなになかった関係で取りやめております。赤崎につきましては、平成29年度に前倒しで実施をしております。平国につきましてはですね、現在新しいタンクを設置するというので、今回見合わせておるところでございます。

今回、31年度予定のですね、内野の配水池と浄水池を前倒しでですね、実施をする予定でございます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号平成30年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第4号 平成30年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（川野 雄一君） 日程第7、議案第4号平成30年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第4号平成30年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳出では、保険給付費で、居宅介護サービス給付費及び地域密着型サービス給付費を減額致しております。

歳入では、保険者機能強化推進交付金を増額し、基金繰入金を減額致しております。

歳入歳出補正総額は1,420万円の減額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,620万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。歳入、6ページ、歳出、7ページです。4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） 4番、橋口です。7ページの、先ほど町長が言われました、給付費が大分減っているんですけども、この減った原因というのをお願いします。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、五嶋睦子君。

○ほけん福祉課長（五嶋 睦子君） 今回の補正予算で在宅介護のサービス費と地域密着型サービス費を実績に基づいて減額をしております。減額の理由としては、まだ詳細には調べておりませんので、今後調べたいと思います。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号平成30年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと求めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第5号 平成30年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（川野 雄一君） 日程第8、議案第5号平成30年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第5号平成30年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳出では、施設費で、内野地区の取水ポンプが故障したため取りかえ工事費を増額し、予備ポンプの購入費を減額致しております。

歳入では、基金繰入金を増減致しております。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,600万円で、変更はございません。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。歳入、8ページ、歳出、9ページです。質疑ございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号平成30年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 公有水面埋立について

○議長（川野 雄一君） 日程第9、議案第6号公有水面埋立についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第6号公有水面埋立についてを御説明申し上げます。

本案につきましては、津奈木町が行う福浦漁港区域内の公有水面埋立の免許の出願に伴い、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、熊本県知事から地元町長の意見を求められたことについて、異議のない旨の回答をしたいので、同条第4項の規定により議会の議決を経る必要があります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） 4番、橋口です。一応埋め立ての予定を立ててはありますが、これに対して埋め立ての区域の土砂というのは、どちらか持ってくるのか、そういうのは決まっているのでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 振興審議員、下川秀美君。

○振興審議員（下川 秀美君） 埋め立ての土砂につきましては、今、県と協議を致しまして、球磨川のほうで今土砂を碎石とって、県道水俣田浦線のほうに入れていきますので、その土砂の一部をですね、お願いして入れる予定で計画をしております。

○議長（川野 雄一君） いいですか。ほかにございませんか。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号公有水面埋立を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第7号 津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

日程第11. 議案第8号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について

日程第12. 議案第9号 津奈木町手数料条例の一部改正について

日程第13. 議案第10号 津奈木町国民健康保険診療費支払基金条例の一部改正について

日程第14. 議案第11号 津奈木町森林経営管理事業基金条例の制定について

日程第15. 議案第12号 津奈木町幼稚園設置条例の一部改正について

日程第16. 議案第13号 つなぎ美術館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について

日程第17. 議案第14号 津奈木町体育施設条例の一部改正について

日程第18. 議案第15号 津奈木町敬老祝金条例の一部改正について

日程第19. 議案第16号 津奈木町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について

日程第20. 議案第17号 津奈木町簡易水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について

日程第21. 議案第18号 平成31年度津奈木町一般会計予算

日程第22. 議案第19号 平成31年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算

日程第23. 議案第20号 平成31年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第24. 議案第21号 平成31年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算

日程第25. 議案第22号 平成31年度津奈木町介護保険事業特別会計予算

日程第26. 議案第23号 平成31年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算

日程第27. 議案第24号 平成31年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算

○議長（川野 雄一君） 日程第10、議案第7号津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてから、日程第27、議案第24号平成31年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算までの18議案を一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第10、議案第7号から、日程第27、議案第24号までの18議案を一括議題とすることに決定致しました。

ここで、平成31年度主要施策並びに予算等について、町長の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 本日ここに平成31年第1回津奈木町議会定例会が開催され、平成31年度一般会計予算を初めとする重要な諸案件の御審議をお願いすることに当たり、私の町政運営の基本方針と施策の概要を申し上げ、議員各位と町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、そして熊本地震と、大きな被害が相次いで起こった平成の時代、被災地にはいつも、天皇皇后両陛下のお姿がありました。このお姿に、どれだけの国民が励まされたことでしょうか。

その天皇陛下も本年4月30日には御退位され、皇太子殿下が翌5月1日に御即位されることになります。

歴史が変わり、新しく迎える時代は、町や私たちにとって、どのような時代になるのでしょうか。

急速に進む少子高齢化や、早いテンポで移り変わる国内外の情勢の中、20年後の地方自治体の姿を見通し、新たな自治体運営のガバナンスが創設される予感が致します。

本町も新たな時代にマッチしたAI化や、広域連携による水平補完、県との連携による垂直補完にも積極的に取り組み、歴代の首長、また、歴代の議員の皆様が築いてこられた、この美しい町を、末永く継続できますよう、これからも日々努力してまいり所存でございます。

今後とも議員の皆様方の変わらぬ御指導、御鞭撻をお願いしたいと思います。

さて、時のたつのは早いもので、私が町長に就任致しまして、既に1年と7カ月の歳月が流れました。

その間、私の政治公約でもあります、少子高齢化と人口減少対策、農林水産業の振興、地元企業育成と雇用確保、観光の振興を実現するためのさまざまな施策を、一つ一つ、着実に実行してまいりました。

今回、新たに作成致しました、平成31年度からの5カ年にわたる第9期津奈木町振興計画後期基本計画も、この4つの公約を主要プロジェクト項目として作成しており、平成31年度当初予算におきましても、新たな事業を加え、目標に向かって着実に前進する内容と致しております。

しかしながら、公共施設や交通インフラの老朽化は進んできており、今後多額の予算が必要となることがわかっています。

計画的に改修等を行ってまいりますが、交付税や補助事業の減少が予想される中、効率的予算編成を行っていかねばなりません。

あわせて、津奈木町人口ビジョンを踏まえ、津奈木町まち・ひと・しごと創生総合戦略を積極

的に展開し、人口減少対策や地域経済の活性化を図るとともに、安定した雇用の創出を目指してまいります。

国の地方財政対策を見ますと、幼児教育の無償化や、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額を、前年度を0.6兆円上回る、62.7兆円確保するとしています。

地方交付税についても、16.2兆円と、わずかながら、前年度より0.2兆円上回る結果となっております。

ただ、本年10月の消費税増額を見込んでも、国の財政状況は依然として厳しく、地方においても、国の取り組みと基調を合わせ、歳出全般にわたり、徹底した見直しが求められております。

このような状況を踏まえ、機構改革により、新たにスタートした組織で、限られた財源の重点的かつ効率的配分を行ったところです。

それでは、一般会計から、歳出の科目ごとに主要事業を順次御説明申し上げます。

総務費では、一般管理費で、電算総合行政システムのリプレースや庁舎内情報共有システムの更新費用を計上致しております。

財産管理費では、倉谷工業団地内の産業廃棄物処分を継続して実施し、旧平国小学校につきましても、今後の利活用を図るため、施設内の不用品を廃棄処分して整理し、一部トイレ改修も実施致します。また、備品購入費では、公用車2台の車両入れかえを予定しております。

企画費では、空き家バンク制度に係る支援策や地域おこし協力隊員2名の活動経費を計上致しております。

地域振興費では、ふるさと納税を積極的に推進するため、新たなポータルサイトの導入や返礼品に係る費用を計上致しております。

国の地方創生推進交付金を受け実施します小さくて強い産業づくり事業は、地域資源を生かしたビジネスモデルの確立に向け、本年度も取り組んでまいります。移住・定住人口の増加及び地域経済の活性化を図るため、新築住宅等の建設費の一部補助する定住促進事業補助金を継続するほか、新たに民間の法人や個人が建設します一般向け賃貸住宅の建設費の一部を補助する、民間賃貸住宅建設事業補助金を創設致します。

賦課徴収費では、地方税の電子申告支援サービスや共通納税システムの導入に係る費用を計上し、選挙執行費では、本年4月執行の県議会議員選挙及び町議会議員選挙、7月執行予定の参議院議員選挙、来年3月執行予定の県知事選挙の経費を計上致しております。

民生費では、児童福祉総務費で、出生祝い金や木製玩具の誕生祝い品の贈呈を継続し、子ども・子育て支援事業計画書の次期計画策定に要する経費も計上致しております。

衛生費では、保健衛生総務費で、県の特定不妊治療費助成事業にあわせ、町独自の助成事業を実施し、不妊治療に係る経済的負担軽減と出生率の向上に取り組んでまいります。また、高校生

までを対象にした子ども医療費助成金も継続し、子ども・子育て支援を実施してまいります。

予防費では、国から高齢者の肺炎球菌ワクチン定期接種を2023年度末までとする経過措置延長が示されましたので、継続して取り組んでまいります。

じんかい処理費では、ごみ処理場で粗大ごみの解体や粉碎等を行うための重機械1台の購入費を計上致しております。

また、簡易水道施設費では、中尾日当簡易水道組合から町道改良工事にあわせ、送水管の布設がえに係る補助金申請がありましたので、新たに予算を計上致しております。

農林水産業費では、農業振興費で、農業省力化のための資材購入補助金や耕作放棄地の解消や発生防止の基盤整備補助金、農業後継者や新規就農者の育成支援のための補助金などを独自に導入し、町の農業振興を図ってまいります。

林業振興費では、本年度から交付される森林環境譲与税を財源として、森林整備に必要な森林所有者の特定や意向調査などの費用を計上し、緑の産業再生プロジェクト推進事業補助金も申請にあわせ予算を計上致しております。

漁港建設費では、福浦漁港物揚げ場工事費を計上致しております。本事業は、漁村再生交付金事業として平成22年度から着手し、本年度が最終年度となります。また、大泊漁港の係船護岸補修調査や浮き桟橋係留チェーンの取りかえ工事なども実施を致します。

商工費の観光費では、消費税率10パーセントの引き上げにより、低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費喚起を目的として、国の制度に基づくプレミアムつき商品券の販売に加え、本町独自の地域振興券を販売し、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、温泉センターは、老朽化による腐食等で傷みの激しい、屋根や外壁、浴室天井などの改修工事を実施致します。

土木費では、道路維持費で、町道内野線及び野首支線の長寿命化舗装補修工事を実施し、道路新設改良費では、町道笹迫線の改良に係る測量設計を行い、町道合串福浦線、白ヶ浦支線は、改良工事を継続して実施致します。

橋梁維持費では、長寿命化計画に基づき、町中橋の補修に係る設計や染竹橋の改修工事を実施致します。

住宅管理費では、竹中団地の屋根塗装や外壁改修工事を継続実施致します。本事業は、平成29年度から着手し、全15棟のうち残り3棟を改修するもので、本年度実施により全棟完成を予定しております。

消防費では、常備消防費で、芦北消防署新庁舎建設費を含む水俣芦北広域行政事務組合消防費負担金を計上し、非常備消防費では、第3分団の小型動力ポンプ積載車の購入費を計上致してお

ります。

教育費では、事務局費で、教育委員会の事務所及び文化センターに停電時、電気を供給するための停電対策工事を実施致します。これは、教育委員会の事務所及び文化センターを被災時の第二庁舎として機能させるため、非常用発電機を設置するものです。また、文化センター費では、老朽化したトイレの改修設計と移動観覧席の改修工事を実施致します。

給食費では、給食センターの真空冷却機及び冷蔵庫の購入費を計上致しております。

次に、歳入について、主なものから御説明申し上げます。

消費税率10パーセントの引き上げにあわせ、車体課税の見直しがなされ、新たに導入される軽自動車税の環境性能割について、町税の軽自動車税と環境性能割交付金の収入を見込み、自動車取得税交付金は、本年9月収入分までを計上致しております。また、地方譲与税には、新たに森林環境譲与税を追加致しております。

地方交付税は、国の前年度比1.1パーセントのプラス見込みを受け、各算定経費の推計結果に基づき、増額計上致しております。

負担金と使用料に計上されます保育料につきましては、幼児教育の無償化による減額を見込み額で計上致しております。

国庫支出金では、プレミアムつき商品券の販売に係る事務費補助金や道路橋梁費に係る社会資本整備総合交付金、参議院議員選挙事務費委託金等を計上致しております。

県支出金では、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金や福浦漁港物揚げ場工事に係る漁村再生交付金、県議会議員選挙や県知事選挙事務費委託金などを計上致しております。

寄附金では、ふるさと納税を県内市町村のポータルサイト利用実績を参考に予算計上致しております。

繰入金では、財政調整基金を芦北消防署新庁舎建設費に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金等の財源補填分として計上致しております。

また、竹中団地や温泉センター改修工事等に係る財源として、町有施設整備基金繰入金を計上致しております。

町債では、臨時財政対策債を初め、福浦漁港物揚げ場整備事業や町道改良事業、芦北消防署新庁舎建設事業等に充当するための過疎対策事業債を計上致しております。また、教育委員会事務所の停電対策事業には、緊急防災・減災事業債を充当するように予算計上致しております。

以上が、一般会計の主なものでございます。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ30億6,000万円と致しております。

次に、特別会計について御説明申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計から御説明申し上げます。

歳入では、国民健康保険税及び保険給付費の主たる財源である県補助金、法定内における一般会計繰入金、健康センター（現改善センター）調理室改修に充てるための基金繰入金等を計上致しております。

歳出では、各医療機関等に支払う保険給付費及び熊本県に納める国民健康保険事業費納付金並びに健康センター（現改善センター）調理室改修工事費、特定健康診査等に係る事業費を計上致しております。

なお、平成31年度は、人間ドック事業の対象年齢を30歳以上に引き下げ4万円を上限として補助することで受診を促し、生活習慣病予防やがん等の早期発見・早期治療につなげることで医療費削減に努めます。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億4,600万円と致しております。

次に、後期高齢者医療事業特別会計について、御説明申し上げます。

本町が行います後期高齢者医療制度の業務に要する予算を計上致しております。

歳入では、被保険者から徴収致します後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金を計上し、歳出では、保険料等を納付する後期高齢者医療広域連合納付金、被保険者の健康の保持・増進及び疾病の早期発見・早期治療を目的とする健診事業費を計上致しております。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,000万円と致しております。

次に、簡易水道事業特別会計について、御説明申し上げます。

歳入では、水道使用料を初め、簡易水道統合計画に係る簡易水道施設整備費補助金及び簡易水道統合事業債、また一般会計繰入金を繰り出し基準に基づき計上致しております。

歳出では、統合計画に基づき新平国浄水場・配水場の建設や老朽化した配水管の更新等を主に計上致しております。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億7,600万円と致しております。

次に、介護保険事業特別会計について、御説明申し上げます。

平成30年度から32年度までを計画期間として策定しました津奈木町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画に基づき、要介護状態になった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活が送れるよう地域支援事業に重点を置き、サービスが必要な方へ適切なサービスの供給が行われるよう、介護保険制度の適切な運営に努めてまいります。

歳入では、65歳以上の第1号被保険者からの保険料、各介護保険事業に対する国、県からの支出金、支払基金からの交付金等を計上致しております。

歳出では、各介護サービス事業等の保険給付費、介護予防事業等の地域支援事業費等を計上致しております。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億4,300万円と致しております。

次に、恒久対策事業特別会計について、御説明申し上げます。

歳入では、維持及び事業運営基金繰入金を主に計上致しております。歳出では、人件費と施設の維持管理費を計上致しております。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,600万円と致しております。

最後に、宅地造成事業特別会計について、御説明申し上げます。

歳入では、事業収入と致しまして、2区画分の販売見込み額を計上致しております。

歳出では、一般会計で取り組む移住定住促進事業にあわせ、さくら団地の販売促進強化に努めてまいります。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,000万円と致しております。

以上が特別会計の主なものでございます。

このほか、各種議案につきましては、末尾に提案理由を記載致しておりますので、御了承を賜りたいと存じます。

以上、平成31年度の主要施策並びに予算の概要について御説明申し上げてまいりました。

本町を取り巻く状況は厳しいものがありますが、基本方針であります「住みたくなる町づくり」の推進のため、最善を尽くす覚悟であります。議員各位並びに町民の皆様の御支援、御協力を心からお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。

なお、細部につきましては、議事の進行に従いまして、御質問がございましたら、私、もしくは担当課長等が御説明致しますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

長時間、まことに御清聴ありがとうございました。

○議長（川野 雄一君） 町長の説明が終わりました。

お諮りします。先ほど一括議題としました18議案については、さきの議会運営委員会において委員会に付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第35条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、一括議題の18議案については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

お諮りします。日程第10、議案第7号から、日程第27、議案第24号までの18議案は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第10、議案第7号から、日程

第27、議案第24号までの18議案は、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会におきましては、慎重な審議を実施され、審査の経過とその結果を、最終日の本会議において、各常任委員長から報告を願います。

○議長（川野 雄一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

本日は、これにて散会します。

午前11時20分散会

平成31年 第1回 (定例) 津 奈 木 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成31年 3月12日 (火曜日)

議事日程 (第2号)

平成31年 3月12日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (9名)

1番 上村 勝法君	2番 澤井 静代君
3番 久村 昌司君	4番 橋口知恵子君
5番 柳迫 好則君	6番 寺本 信介君
7番 村上 義廣君	8番 林 賢二君
9番 川野 雄一君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 久村 庄次君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 豊隆君	教育長	塩山 一之君
総務課長	林田 三洋君	政策企画課長	倉本 健一君
振興課長	新立 啓介君	振興審議員	下川 秀美君
住民課長	吉澤 信久君	ほけん福祉課長	五嶋 睦子君
教育課長	椎葉 正盛君	会計課長	財部 大介君

平成31年第1回定例会

一般質問通告表（平成31年3月12日（火）午前10時）

順番	質問議員	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	橋口知恵子	①防災対策の強化について	①町では、津奈木町総合防災マップが配布され、町民の皆さんの命に危険が及ぶと判断した場合、避難の情報を発令し避難を促しているが、その伝達方法が、ほぼ有線放送である。有線放送は全世帯に設置されているのか。設置は防災対策には必要不可欠と考える。町が設置する必要があるのではないか。	町長 及び 担当課長
			②2018年3月議会の一般質問で、総合防災訓練は平成30年度中に行う予定との答弁であったが実施されていない。いつ実施する予定なのか。和歌山県広川町では、夜間の避難訓練をおこなっている。本町でも夜間の避難訓練もおこなう必要があるのではないか。	町長 及び 担当課長
			③広川町では、大地震の発生で町中が停電になっても、避難道を照らすための蓄電池内蔵型避難誘導灯が設置されている。本町でも安全を確保するために設置を考えるべきではないか。	町長 及び 担当課長
		②病児保育事業について	①2016年9月議会の一般質問で、子ども・子育て支援法で、法に基づく事業としての病児保育事業が実施できていないので、水俣市と連携して進めたいとの答弁であった。進捗状況はどうなっているのか。共働きの家庭にとっては必要とされる事業であるため進めるべきではないか。	町長 及び 担当課長
	③地域振興券発行事業について	①2019年10月からの消費税10%への増税に伴う、町内商工業者の厳しい状況を改善するため、おまけ付きの商品券を発行する事業である。期間中は、地元商工業者の所得向上と地域経済の活性化は図れると考えられるが、期間限定のため一時的なものである。終了後も継続が必要ではないか。	町長 及び 担当課長	

順番	質問議員	質問事項	質問の要旨	質問の相手
2	久村 昌司	①農地災害復旧について	①農地等で災害が起きた場合、現在どのような対応をとっているのか。	町 長 及 び 担当課長
			②耕作放棄地が今以上増加しないよう歯止めをかけるためにも、津奈木町でも小規模な災害に対して補助金を出せるような制度が必要ではないか。	町 長 及 び 担当課長
		②里道・水路について	①町内の里道・水路は現在どのような管理を行っているのか。	町 長 及 び 担当課長
			②字図等に表示されていない里道・水路があると思うが、修繕等が発生した場合どのような対応をとるのか。	町 長 及 び 担当課長

午前10時00分開議

○議長（川野 雄一君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（川野 雄一君） 日程第1、一般質問を行います。

2名の方から質問通告を受けております。1名につき、質問及び答弁時間を60分以内に制限し、一問一答方式とします。

質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるようお願い致します。また、執行部も、明快かつ簡潔な答弁をお願い致します。

本日の質問順番をお知らせします。1番、4番、橋口知恵子君、2番、3番、久村昌司君。

まず最初に、4番、橋口知恵子君の質問を許します。4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） おはようございます。4番、橋口知恵子です。議長の許しがありましたので、先日、通告致しましたとおりに、順次質問致します。

今回は平成最後の一般質問となります。町長を初め担当課長は、簡潔、そして明確に、進展ある答弁をよろしくお願い致します。

2011年3月11日の東日本大震災から8年が経過しました。死亡・行方不明者は1万8,430人、避難・転居者は5万1,778人で、プレハブ仮設住宅への入居者世帯は1,573戸で、長期化する避難生活を送っておられます。

先日からきのう、そして深夜までドキュメントが放送されていました。特に福島放射能汚染で故郷を奪われた人々は、狭い仮設住宅で孤独にさいなまれ、そして避難先で非難、中傷を受け、避難できた人とできなかった人の分断、いじめなど、証言から浮き彫りになる現状は、とても複雑です。

ドキュメンタリー映画の「福島は語る」の土井監督は、福島の問題は終わったこととして扱われて、2020年の東京オリンピックに向けて、日本中が浮き足立っています。そんな今だからこそ、被災者の声を聞いて、痛みを想像してほしいと言われていました。まだ福島は終わっていません。

先日3月9日に岩手、釜石自動車道の高速道路が全開通しました。これからの復興により加速がつくということだと思います。

安倍首相は、きのうの追悼式で、被災者に寄り添い、切れ目ない支援を続けていくと述べられていました。被災者の方の生活が一刻も早くもとに戻るように、今以上に国の支援をしていただくように強く望みます。

今回は、1、防災対策の強化について、2、病児保育事業について、3、地域振興券発行事業についての3項目を質問します。

まず1番、防災対策の強化について。

これまで幾度となく、防災について提言してきました。第9期津奈木町振興計画後期基本計画では、防災無線構築事業が予定されています。防災無線構築事業に取り組みられることは、起こり得る自然災害への危機感が認識され、そして防災対策の充実に向けて前進したのではないのでしょうか。

平成30年11月に和歌山県広川町へ防災関係の取り組みについて、議員視察研修を行ってきました。広川町を参考にして、津奈木町の防災対策のさらなる強化につながることを願って、3項目を質問します。

1番、町では、津奈木町総合防災マップが配布され、町民の皆さんの命に危険が及ぶと判断した場合、避難の情報を発令し、避難を促していますが、その伝達方法がほぼ有線放送です。有線放送は全世帯に設置されているのでしょうか。設置は防災対策には必要不可欠と考えています。町が設置する必要があるのではないのでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） お答え致します。

まず、有線放送の設置状況ですが、一応総務課にて持っている数字がですね、施設関係の世帯を除きまして、一般の世帯が1,861世帯中1,850世帯に設置、この計算でいきますと設置率99.4パーセントとなります。

しかしながらですね、1,850世帯という数字はですね、委託業者においてですね、新築工事を行った件数の総数でありまして、転居や一世帯にですね、2カ所設置している世帯も多ございます。以前はついていましたが、故障によりそのままになっているとか、そういった多分世帯もあるかと思えます。

そのことから、一応この数値というのは正確な数値と言えませんが、公営住宅には全件取りつけ致しましたので、設置率はほぼ90パーセントは超えているのではないかというふうに予想しておりますが、正確な数値を把握するために、平成31年度中にですね、調査を行いたいというふうに思います。これは防災関連もあわせたところでですね、調査を行いたいと思っております。

議員御指摘のとおりですね、有線放送は防災用の放送としても利用されております。一般的な防災無線と違いましてですね、有線放送は昭和51年にですね、農協の有線電話を譲り受けまして、初めは商用の放送とか、今もそうですが、行事のお知らせ、一番重宝されていると思えますが、死亡者のお知らせとかに、多目的に使われてきております。

そのこともありまして、ほかの市町村はですね、防災無線といいますと、受信機はですね、無

線で飛ばして、各家庭に飛ばす方式となっております、家のどこにも設置可能ですが、本町は有線ということでですね、家の中までずっとその場所まで配線をしないといけません。

家の軒先まではですね、現在のところ、町が全部工事を行っているんですけど、引き込みから設置の位置までの距離がばらばらということと、純粹な防災無線ではないということからですね、屋内の部分は現在は設置者の負担になっております。新規にされた場合はですね、9,000円程度、今かかっているのが現状です。

今回、定例会に提出しております、議員もおっしゃられました第9期津奈木町振興計画基本計画にも、防災無線構築事業として新たに掲載してございます。これができ上がり次第ですね、最終的にはですね、各家庭にも無線のですね、受信機を設置するということになるかと思いますが、ただまだ時間がかかります。

その際はですね、水俣市とかがやられているようにですね、無償で貸与するという形をとるかとは思いますが、ただその際にはですね、補助や起債とかを利用する関係で、他の自治体同様、放送内容が規制されてしまう。例えば死亡者が流せなかったりとか、そういう規制がかかるおそれもあります。その関係で有線放送を併用しようと、今のところ、町では考えているところです。

せんだってですね、区長会が行われました。区長会の中でもですね、有線放送の新規設置についてはですね、助成してほしい、町からという御要望が上がっております。この御要望も受けまして、町長とも協議を致しましたが、一応有線放送の助成についてはですね、調査、一応どのぐらいについていないかという調査を行って、その後、検討したいというふうに考えています。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） 本当有線放送をですね、調査をしていただくということで、本当にいいと思います。でも、何せ全戸には設置されていないということですので、設置しないところには、どうやって緊急性をですね、伝えるかということです。

町内を回ったときにですね、先ほど区長会から言われたと言われましたけども、有線放送がない世帯には、区長さんがですね、避難所の開設がされましたよとか、一戸一戸回っておられるということでした。それでいざというときに対応ができるのかというのが、一つ問題なんですね。

広川町ではですね、戸別受信機が全戸に配布されているということなんですけども、これは町からの貸与ということで、料金はかかりません。有線放送というのは、防災無線が設置されるまではということで、災害予警報伝達には欠かせないものとなっていますので、設置するには、先ほど言われました9,000円で、約1万円ぐらいかかるんですね。それが一つの問題なのかなって考えます。

しかし、町は災害予警報伝達の一つに有線放送を指定していますので、町民の命を守るために

は、町が貸与するということを考えなければならないと思いますので、今後、総務課長が言われましたとおりに、それをですね、スピードを速めてもらって、していただきたいと思います。

そして、31年度中に調査をしていくということですので、できるだけ早く、そして命を守るというのにはですね、町の責任だと思います。そっちのほう、よろしくお願い致します。

そして、2番目に行きます。2番目、2018年3月議会の一般質問で、総合防災訓練は平成30年度中に行う予定と答弁がありました。実施されていません。いつ実施する予定でしょうか。

そして、和歌山県の広川町では、夜間の避難訓練を行っておられます。本町でも夜間の避難訓練も行う必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） お答え致します。

防災訓練につきましては、平成30年度中に行う予定と致しておりました。まず、それに参加しますといたしますか、関連しますところが県の広域本部、それと地域振興局、それと警察、消防、そして町ですね。並びに住民の方々、いわゆる避難を実際行われる住民の方々の参加で総合訓練を行う予定で進めておりましたが、ちょうど実施日がですね、今年のふれあい祭りと重なりました。昨年は残念ながら行うことができませんでした。かわりに各区長さんをお願いしてですね、個別の避難訓練の実施をしていただけないかという願いは致しておりますが、現在まだ話が進んでいない状況でございます。

地域的にですね、行政主導型で行わないと、何か避難訓練はちょっと難しいのかなというふうに考えます。本年はですね、総合訓練はですね、現時点で11月17日に実施計画されております。ふれあい祭りも重ならないため、この日に合同で、全ての合同で町としては進めたいというふうに今準備をしているところです。各地区にもですね、強くお願いして、全地区参加していただきますよう、この日に焦点をあわせてまいりたいというふうに考えております。

それと、いいですか、続けて、広川町のお話がありました。広川町を含む和歌山県は安政の津波でですね、大きな被害を受けてから160年を経過しています。今後30年以内に70パーセントの高い確率で大きな地震があると言われております。いわゆる南海トラフ地震が起こると言われているところです。

東日本大震災でもですね、地震の直接被害ではなくてですね、津波による被害が大きな災害を、甚大な被害をもたらしたことは事実でございます。地震もそうですが、それに伴う津波もいつ起こるかわかりません。津波は人命を守るために、この地域では夜間訓練が行われているというふうに考えております。

熊本県の沿岸におきましては、津波の水位は、以前も申しましたが、最大で天草市の3.8メートルです。本町は最大で2.7メートルと発表されています。和歌山県の沿岸を見ますと、

最大で20メートルというふうになっております。これを見ましても、津波の被害の予想は、予想の格差というのは地域で大きく異なると思います。

本町での被害は、大雨や台風を主に想定しておりますので、勧告の発令についても、予防避難についても明るい時間帯で現在行っております。夜間訓練については危険等も伴いますので、現在のところは考えておりません。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） 総合防災訓練が一応予定されたということで安心しました。けれども、広川町はですね、南海トラフで、特に津波が重要視されているんですけども、津奈木でも一応2.7メートルという予想があります。

だから、幾ら津波が高いといっても、低いと関係ないんですね。津波が来るのは来るんです。津奈木の場合には川がありますので、前も言ったんですけど、川があるから、その川をですね、津波は上っていきますから、山に向かっているところの方とかなんかもですね、危ない地域になりますので、そういうところは高さに関係なしに防災というのはしなければいけないと思います。津波のことに対しても、津奈木町もちゃんと取り組まなきゃいけないと思います。

そして、熊本地震ではですね、震度6以上の強い揺れというのが7回もあったそうで、何とそのうちの6回が夜間に発生したそうです。そして2回目の本震では、私も家族ともに四季彩の駐車場に犬も連れて避難をしました。そこで一晩を過ごしたんですけども、大地震というのは、時間とか場所を選びません。もし、津奈木町が夜間に大地震に襲われたなら、安全に避難ができる状況なのでしょうか。

昼間よりも、先ほど総務課長が言われましたけども、昼間よりも夜というのは被害が拡大しやすく、対応がより困難になるので危険が伴います。暗い中、いかに安全を確保するかということですね、実体験を通して訓練するということが重要ではないでしょうか。

これは先ほど地域別とか言われていましたけども、人数が多い状況で、消防団の区域がありますよね。その消防団の区域ごとにするとかということも、やはり必要だと思います。

今後、夜間訓練というのは、先ほど考えていないということでしたけども、必要だと思いますので、ぜひ考え直していただきたいですが、いかがでしょう。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） お答えを致します。

夜間に行っていたらという話ですけど、避難訓練というのは、地震がいつ起こるかわからない。日ごろの訓練がですね、要するに夜行ったから絶対大丈夫とか、そういうこと多分言えないと思うんで、意識づけをですね、訓練によってすると。本人が逃げる、逃げない、発令を出

しても逃げない人もいますしですね、そういう意識づけをする意味で訓練をしていると思いますので、地震というのは、災害はいつ起こるか分からない。その位置づけとですね、訓練によって、どういうふうにしたらいいのか。事前にですね、夜間でも行けるよ、昼間でも行けるよと、そういう訓練をするということを趣旨として組んでいただきたいなというふうに思います。

○議長（川野 雄一君） 4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） そういう訓練、自分たちの備えというのものもあるんですけども、集団で行う。そして、自主防災もですけども、共助というのがありますので、近所の方々一緒になって、それを訓練、実際訓練を行ったときにどこがどうだった、そしてここが不便だったとか、ここ危ないよとか、そういうのが実体験を通じてわかると思うんですよ。夜間をしないということでしたけど、これは一つの訓練としては大事なことだと思います。

町長が言われましたように、絶対大丈夫って、訓練をしたから絶対大丈夫っていうことはありませんけども、だけでも、それを身につけるということは、いざというときの気持ちというものもあるし、さあ、行くよ、逃げるよという気持ちもできてきますので、必要なので、今後、検討していただきたいと要望しておきます。

次、3番目に行きます。和歌山県広川町は、大地震の発生で町中が停電になっても、避難者を照らすための蓄電池内臓型の避難誘導灯が設置されています。本町でも安全を確保するために、設置を考えるべきではありませんか。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） お答え致します。

先ほどの質問補足ですが、もし住民の地区の方から夜間にやりたいということであれば、当然、町は御協力致しますので、そこら辺はよろしくお願ひしたいと思います。

3番の御質問のお答えですが、和歌山県の沿岸部は、当然、広川町も含まれますけど、南海トラフ地震対策特別措置法によって、津波避難対策特別強化地域というのに指定されております。それに伴い、自治体や企業にさまざまな補助金が出ております。

議員の皆様が研修された広川町は、先ほど申しましたが、160年前の大地震の際、停電で山の方向がわからず、さまよっている人々を積み上げられた稲村に火をつけることで山へ誘導し、津波の被害から多くの人々を救ったという、稲村の火という伝説があります。御存じかと思いません。

住民に強く、その関係で防災という文化というのがしみついておるというふうに考えております。住民の方からも、避難訓練をしたいという強い要望が何か上がってきていると、担当に聞きました。

稲村の火の伝説とあわせてですね、津波の対策のためにですね、避難誘導灯が設置されたとい

うふうに聞いています。その伝説とですね、津波対策をあわせて、県から特別に2分の1の補助金をいただいて製作されたそうです。

前段でも申し上げましたが、本町は大きな津波、山に逃げるような大きな津波が余り想定されておりませんので、現在のところ、設置予定はありませんが、検討していきたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） 広川町は何せ、津波が、本当、津波のほうで重視されて、いろんな補助金とか何かも出ているんですけども、津奈木の場合には2.8メートルなので、津波に対しての停電とかはなかなか起きないかなと思うんですが、地震によって停電しますよね、地震によって。停電したときには真っ暗になるんですよ。真っ暗になってしまったときには、暗闇の中での避難というのは、本当困難なんですよ。あと明かりがないということが、さらにですね、町民の不安を増大させます。そんな状況下でも避難道を照らし、被災者の安全を確保するというのは必要だと思います。

あと広川町ではですね、先ほど私が紹介した以外にも、LEDの太陽光発電ライトというのも設置されています。これをふだんも、先ほど言ったのも、あとLEDというのもふだんは外灯として使われて、町中が停電になったときには、そこは蓄電式だからともる。そして、LEDも蓄電式なので明かりをともしてくれるということで、いざ、避難するときには、その道を行くというのがですね、本当にできるんですね。

津奈木の場合には、それが無いということで、どこに逃げようというのは、自分たちで決めなきゃいけないけども、いざ、道が暗かったりとかしたときには、パニックになるんですよ。どうしよう、どうしよう。だから、明かりがともっていたら、気持ちもほっとするような感じがありますので、それをつけていただきたいというのはありますが、これは防犯灯っていうのが今度、地区のほうから要望があって、防犯灯がつくようになるという計画がありますよね。それを防犯灯というのも、LEDの太陽光発電ライトに変えてもらえば、緊急の明かりというか、それにもなると思いますので、そちらのほうを、どうでしょうか。防犯灯というのはLEDでしょうか、参考に。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） 現在、新規でつけている防犯灯は、ほとんど全部LEDです。故障した防犯灯はLEDに交換してまいっております。ただ蓄電用の、太陽光発電した蓄電タイプのLEDは、今のところまだ使っておりませんので、避難所とかはですね、優先的にそっちのほうは、将来的には使っていこうかなというふうには思います。

蓄電装置は、当然バッテリーを積んでるものですから、5年に1回ですね、交換が必要になってくるんです。その値段がですね、かなり経費がかかるものですから、どのくらいの経費も勘

案しながら、先ほど議員がおっしゃられたとおり、避難所の周辺にはですね、そういったシステムが必要かなというふうには考えておりますので、そこら辺は優先的に、全部誘導灯につけるとか。広川町もですね、20万の誘導灯のちっちゃいやつをつけているというふうにお聞きしました。今はですね、二、三百万する誘導灯も実際市販されております。その辺の有効性を考えながら、その内容も検討していきたいと思えます。

○議長（川野 雄一君） 4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） LEDだけだったら、今、地区でもLEDに変えるところはあるんですね。けども、蓄電式というのがなかなかなくて、災害のときにはそれがともるということだけで、避難所までの誘導もスムーズになると思えますので、今後、値段がちょっと高いとかありますけど、ピンからキリまでだと思いますので、そこに夜中だけでもちょっとともせるぐらいの力があれば十分だと思います。ですので、今後検討をしていただきたいと思えます。

そして、2番のほうに行きます。病児保育事業についてです。

2016年9月議会の一般質問で、子ども・子育て支援法で、法に基づく事業としての病児保育事業が実施できていないので、水俣市と連携して進めていきたいとの答弁でした。進捗状況はどのようになっていますか。また、共働きの家庭にとっては必要とされる事業であるため、進めるべきではありませんか。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、五嶋睦子君。

○ほけん福祉課長（五嶋 睦子君） 病児・病後児保育事業の現状についてお答えします。

病児・病後児保育事業は、保護者が就労等により、子供が病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院、保育所等に付設された専用スペース、または事業のための専用施設で一時的に保護する事業です。現在の状況としましては、まだ本町での事業は実施できていない状況です。

しかし、隣の水俣市では、病児・病後児事業を実施されております。事業の対象児童が生後3カ月から小学校6年生までの児童で、水俣市内に住所を有する者、または保護者が水俣市内に勤務先を有する方です。ですので、津奈木町の方で水俣市内に仕事に行ってる方の子供さんは利用できるというようになっております。

平成30年度、今年度の登録者は2名ということです。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） 今はまだ実施はできていないということですね。あと検討とかはしていないんでしょうか。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、五嶋睦子君。

○ほけん福祉課長（五嶋 睦子君） 病児・病後児保育事業の実施につきましては、病児保育事業

実施要綱に基づき実施されるんですけど、実施要件が実施場所でありましたり、あるいは職員の配置、常勤が必要であり、看護師等はおおむね10人に1人、あるいは保育士さんは利用児童、おおむね3人につき1人を配置するというので、町の事業としてお願いできる施設というのを検討しているところですけど、町内では引き受けていただけるところは難しいのかなと思っています。

ただ、まだ本当に大事な事業だと思いますので、今後も検討していきたいと思っています。

○議長（川野 雄一君） 4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） 検討していただけるということで、本当に今ですね、私も仕事をしていますけど、保育園で、子供さんがですね、保育園で熱が37.5度Cになると、母親の仕事場に電話がかかってくる。そして、すぐに迎えに来てくださいということで行かなければならないんですけども、仕事をですね、早退するには、職場のいいよっていう、言ってもらえるところも、本当にありがたいんですけども、そうでないところというのもあります。そういう保護者のためには、病児保育というのとはとても助かりますので、津奈木でも検討していただくということで、実施してもらえたらいいと思います。

そして、これは看護師と保育士がいなきゃいけないということですので、津奈木で、今、水俣市でやっていますが、水俣市に仕事場がある方は本当に助かりますけど、津奈木に仕事場がない方というのは、それがまだ続くということですので、進歩する検討をよろしくお願い致します。

3番に行きますね。地域振興券発行事業についてです。

2019年10月からの消費税10パーセントへの増税に伴う、町内商工業者の厳しい状況を改善するため、そしておまけつきの商品券を発行する事業です。

期間中は、地元商工業者の所得の向上と地域経済の活性化を図れるとは考えられますが、期間限定のために一時的なものです。終了後も継続が必要ではありませんか。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、倉本健一君。

○政策企画課長（倉本 健一君） お答え致します。

地域振興券発行事業の継続が必要でないかということですが、継続するかどうかの判断はですね、町長での答弁となりますので、私のほうからはですね、今回の地域振興券発行事業の概要について説明させていただきたいと思います。

31年度実施の地域振興券発行事業につきましては、町単独の事業でございます。過去には4年ほど前の平成27年6月に、地方創生に係る事業としまして、国による地域振興券発行事業を行っております。

今回は、ことし10月からの消費税増税による消費の落ち込みによる町内商工業の販売減少が考えられるため、平成31年度当初予算に町単独事業として、地域振興券発行事業を予算化して

おります。額面1万1,000円の商品券が1万円で購入でき、1,000円単位で使用できる商品券とし、3,000セット、発行総額は3,300万円となります。そのうち、町が1割の300万円を負担します。

今後、商品券の販売期間、使用期間や1人当たりの購入限度額、あるいは世帯当たりの購入限度額につきましては、商工会のほうと協議をしながら決定したいというふうに考えております。

○議長（川野 雄一君） 4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） 町長が決めるということですが、第9期振興計画に盛り込まれているようなんですが、継続によって地元商工業者とか地域経済の活性化は図れるのではないかと考えています。けども、これが毎年行われるのかどうかは、ちょっと不明なんですけど、そのところを町長は続けていただきたいなと思います。

たしかですね、先ほど言われました、平成27年度にも行われた、これは国が行った事業なんですけども、盛大だったのでしょうか。それとも、期間限定のために一過性であったことですね。あと全町民が公平に購入できたのか。平成27年、購入された方へアンケートをとっておられるとお聞きしましたので、今回もアンケートを参考にされたと思います。どういう結果だったのか、集計の結果をお願いします。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、倉本健一君。

○政策企画課長（倉本 健一君） お答えします。

4年ほど前実施しました商品券についてなんですけど、手元にある資料によりますと、購入された方、世帯数、約38パーセントの方が購入をされております。

また、商品券の利用目的割合ですね。これは食料品関係が37.5パーセント、建築関係11.7パーセント、自動車関係10.7パーセント、この3つが一番多い、1、2、3位になっております。

それとですね、例年より1,100万以上の町内売り上げ向上が達成できたということで、一応聞いております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） そのアンケートをもとに、今回も検討、今回、前回の分よりちょっと少ないんですよ。町の独自ということなんですけども、そういうところとかは参考にされた中で、今回、こういうふうに予算的なものが組まれたのでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 橋口議員、質問事項に、1番に2問されていますから、継続されるのかというのを町長のほうに答えて、今のは経過だから、そこはこれに載っていないから、必要ならば結論的に町長に答えてもらった方がいいんじゃないですか。

○議員（4番 橋口知恵子君） お願いします。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 橋口議員の3番目の一番重要なですね、継続するのかどうかという問いだと思います。これも先ほど、今、4年前の件がありましたけども、一応今回やってみてですね、また事業効果というのが検証しながらですね、検討していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（川野 雄一君） 4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） わかりました。効果が出たらということですので、効果を出すためにはですね、今回は消費税が10パーセントに増額なるということで、10月からの販売使用期間というか、あるんですが、10パーセントというのはずっと続きますので、皆さん、大変だと思うんですね。そのことを考えられて、効果以上に続けていただきたいと私は望みます。

そして、あと使用期間というのを1月31日までと今回なっているんですね。けども、食料品とかいう結果が出ましたので、この結果をすると期間をちょっと延ばすとかですね、年度末、年度内に行わなければいけないんだったら、3月31日までとか、そして次年度は年間を通して使えるような形でしていただけたらなって思っています。

町長が今後検討するということですので、町民の方はみんな喜ぶと思いますので、よろしくお願い致します。

これはですね、公平に町民の方全部、全員というか、お金がある人は本当にすぐ還元できるんですけど、1万円で1,000円のおまけがあるということはいずれ嬉しいんですけど、1万から5万という、お金を出すというのが大変なところもありますので、そういうところをアンケート以外に、購入されなかった方の意見も必要じゃないかと思っておりますので、また今後の検討お願いします。

それでは、今回5月1日から新元号が始まります。平成は災害が多く大変な時代でした。これからはいつ災害が起きるかわかりません。平成の災害の教訓を忘れずに、そしてふだんから防災対策を万全にしておかなければならないと思います。町民が安心して暮らせるように、町がやるべきことは行っていただきたいと思っております。それをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川野 雄一君） 以上で、4番、橋口知恵子君の質問を終わります。

.....

○議長（川野 雄一君） 次に、3番、久村昌司君の質問を許します。3番、久村昌司君。

○議員（3番 久村 昌司君） 皆さん、おはようございます。1番、久村昌司です。議長の許しがありましたので、先日、通告書を提出したとおり、順次質問させていただきます。

山田町政が発足して1年7カ月が過ぎてですね、少子高齢化、人口減少対策、農林水産業の振興、地元企業育成と雇用確保、観光の振興、町長が掲げておられた4つの公約、子育て支援などですね、有言実行されて評価しております。

今回、その中でですね、農林水産業の、農業振興関係について質問をしたいと思います。

先日の7日に第9期後期基本計画の説明を受けました。農道舗装事業、農業後継者、新規就農者育成支援事業、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業、農作業省力化支援事業などですね、機械導入支援事業ほか、いろいろ新しい事業が計画されて、よい取り組みだと思います。

内容聞きますと、基本ですね、対象者は認定農業者ということになっておりましてですね、認定農業者以外にもですね、目を向けて対応できるような施策をとっていただけたら、まだいいんじゃないかと思います。

その中で質問に入りたいと思います。現在、農地等で災害が発生した場合ですね、どのような対策をとっておられるのか、伺います。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、新立啓介君。

○振興課長（新立 啓介君） お答え致します。

まず、国の補助事業で行います災害復旧事業、この要件としましては24時間雨量80ミリ以上、時間雨量が20ミリ以上で、1カ所の工事費が40万以上のものが対象となっております。

また、基本補助率は、農地が50パーセント、農業用施設が65パーセント、基本補助率50パーセントから、町の災害復旧事業費と被災農家の戸数、これに応じて国庫補助率がかさ上げされる、また農家負担が軽減される制度がございます。

実際、豪雨等によりですね、農地等が被災した場合は、まず所有者から町に相談がございます。それを受けまして、担当者が現地を確認し、被災の状況、災害、補助災害対象になるかならないか、そういうのを判断をしまして、所有者の方に、先ほど申しあげました補助率等、費用負担を含めてですね、説明を行い、災害復旧をするかしないかという判断をしてもらっているところです。

実際、復旧をする場合は、国、県に報告を行いまして、町のほうで測量設計行い、災害査定を受けた後、工事を実施をしております。

実際、農地災害復旧の場合は水田、畑等ですね、用途によりまして被害復旧の限度額というのがあります。被害額だけじゃなくて、農地の面積に応じた被害限度額がありますので、それによってですね、仮に復旧事業費が200万円かかると。でも、限度額が100万円しかないとなった場合、国庫補助が基本補助率で50パーセントですから、50万円しかないということで、事業費が限度額を100万オーバーということで、自己負担が結局150万円と、200万のうち150万円を負担しなければならないというようなケースもございますので、そういったケース

の場合は申請を断念される方も中にはおられます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、久村昌司君。

○議員（3番 久村 昌司君） 時間雨量、いろいろな条件があるということですけど、200万の復旧で100万しか、例えばの話だったんですけど、その辺も少し考えて、現在ですね、認定農業者でない方があと何年か農作業ができと思っている農地で、もし災害とかあった場合ですね、災害があって、下のほかの所有地だったりとか、それどうしてもやらざるを得ない。

まだ自分の土地だったら、出た場合、40万未満だったら補助金とかは出ないとなると、ますます自分ところだから、やらなくていいやとか、そういうふうな気持ちになってですね、どうしても所有者というのは、手は出さなくなって、ますます悪化の一途をたどるんじゃないかと思っております。

近年、高齢化や担い手不足などでですね、耕作放棄地が増加し、県も力を入れていただいて、農地集積など行われていますが、担い手側にも限界があると思います。

そこでですね、耕作放棄地がこれ以上増加しないよう、歯どめをかけるためにもですね、津奈木町でも補助金が出ないような、小規模な災害でも、少しでもそれをなくすためにも、補助金を出せるような制度が必要になってくるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、新立啓介君。

○振興課長（新立 啓介君） 2番の質問でよろしいのでしょうか。

○議員（3番 久村 昌司君） はい。

○振興課長（新立 啓介君） 被害状況をですね、調査した結果、40万円未満の小災害につきまして、国庫補助の対象にならないということで、自力での復旧対応をしております。

今回、先ほど議員申されましたように、耕作放棄地解消・発生防止対策としまして、従来からの農道等の生コンの支給、また今年度新たに取り組みます基盤整備の補助金、これらを予定しておりますので、災害復旧事業としては、今回は予定をしております。

小災害につきましてはですね、県下の状況を調べてみましたら、玉名市、芦北町、西原村、相良村の4市町村でですね、実施をされているようです。

事業費は40万未満で、補助率は50パーセントから80パーセント、隣の芦北町につきましては、農地災害に限らずですね、生活関連施設を含めたところで、事業費60万円以下、補助率が70パーセントということで実施をされております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、久村昌司君。

○議員（3番 久村 昌司君） 県内でも4つの市町村が実施されておることです。私も調

べまして、芦北町が平成17年ぐらいから、度からそういう補助金を出すような、交付をしておりますですね、近年でも農地災害復旧だけでも、よそのほかの地区なんですけど、使われて、平成27年で220万ほど、28年で260万ほどで、平成29年で150万ほどの補助金が交付がされておるところです。

近年、近隣市町村と比較してですね、各条例の金額の調整など、芦北町でやって、津奈木町もやっておられます。いいところは取り組んでいただいておりますね、本当、もちろん認定農業者の方々も大事なんですけど、それをあと何年やれるかわからないような人たちが残っている、やっておられる農地とかも助けていけるような仕組みづくりちゅうのが必要じゃないかと思っております。

そこで、最後の質問ですけども、町長に小規模災害事業について、よいところは取り組んでいただけないでしょうかということ、最後の質問です。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 久村議員さんがですね、津奈木町の農業関係を非常に憂いておられます。私もですね、それ重々承知をしておるところでございますのでですね、ある程度、近隣市町村をある程度勉強してですね、久村議員のですね、御意向に沿うような、そういうような方向で行ければなというふうに思っているところでございます。前向きに検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（川野 雄一君） 3番、久村昌司君。

○議員（3番 久村 昌司君） 前向きな返事、ありがとうございます。

続きまして、2番目の質問に入りたいと思います。町内の里道・水路などかありますけど、現在どのような管理を行っているのか、伺います。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、新立啓介君。

○振興課長（新立 啓介君） お答え致します。

里道・水路等の法定外公共物と申しますけれども、これ以前は国の財産として国が管理をしておりました。これ平成12年4月1日に施行されました地方分権一括法により、平成15年と平成16年に譲与申請を行いまして、機能を有する法定外公共物については、町に無償譲渡をされております。そのほか、町が適切と判断する方法で管理をするということになっておりますので、町としましては、譲渡後におきましても、従前同様ですね、補修や修繕等が必要な場合は、材料支給等を行い、受益者の方々に適切に維持管理をしていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、久村昌司君。

○議員（3番 久村 昌司君） 町が適切と判断する方法によって管理をすると言われました。そ

して、それが字図等に示されていない里道・水路とかありますが、修繕等が発生した場合は、どのような対応をとるのか伺います。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、新立啓介君。

○振興課長（新立 啓介君） 字図に示されていない道路、水路、これは個人の所有物ということになりますけれども、現にですね、地域において生活道路、排水路として不特定多数の方々が利用されているものにつきましてはですね、里道・水路等に準じた対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（川野 雄一君） 3番、久村昌司君。

○議員（3番 久村 昌司君） わかりました。その水路に準じてといいますと、先ほどおっしゃられたように、材料支給などかなってくると思うんですけど、今後ですね、地域によってはですね、高齢化が進んでですね、維持管理も難しくなっていくとも思われます。材料支給を行って、簡単に修繕やですね、復旧が進むようなところだったら、場所だったらいいんですけど、ここはとて我々だけじゃできないとか、そうなった場合、どうしても業者とかに頼まなければならないような事態になってくるのではないかと考えております。

そうするとまた地区でお金を払って、そこだけで払ってくれてなると、予算があるような地区は、早々、今の状況でですね、なかなかあるとは思えません。また特に戸数が少ない地区とかはですね、非常に困っていくのではないかと、今後懸念されます。

そこで、地区に対してもですね、これから要望があった場合などは、町でここはここをお願いしたいという場所などあったらですね、補助金を支給できるような制度が必要になってくるのではないかと思いますけど、町長、いかがでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 非常に難しいといえますか、町道とかは管理が町になっておりますので、すぐできるんですけど、所有者がわからないところでですね、税金をつぎ込めるか。非常に防災とか、そういう命にかかわるとか、そういうふうであれば、地区の陳情とかですね、そういうことによって緊急性とかあればできるのではないかなというふうに思っているところでございます。

なかなかちょっとですね、どれをして、どれをしないとか、結構基準があると思うんですね。ここはやって、ここはやれないとかですね、町の管理じゃないところはですね。本当に民家があって、危険性がある、どうにかできないかとかですね、そういうのであれば、ある程度は考慮の余地があるのではないかなという気が致しますけど、ここでどうのこうのと、やる、やらないというのはなかなか難しい問題で、そこはある程度、状況に応じてですね、地区の陳情なり、それをしていただければ、係なりですね、判断をしていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（川野 雄一君） 3番、久村昌司君。

○議員（3番 久村 昌司君） 何でもかんでもやるというわけにもいかないところもあると思います。また財政面もありますのでですね、そうはい、はいというふうにはいかないと思いますけど、今後ですね、本当そういう人口が少なくなってきたりとかして、本当大変、できないなというところがあったらですね、地区のほうから要望があった場合ですね、前向きに援助していただけるような体制づくりを望みます。

これで僕の一般質問終わらせていただきます。今回、補助金、補助金と何かお金に関することばかりだったんですけど、今後とも情勢厳しい中ですね、よい方向に町が向かっていただければいいと思います。

これで終わります。

○議長（川野 雄一君） 以上で、3番、久村昌司君の質問を終わります。

これで、本日の一般質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） 以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。お疲れでした。

午前10時55分散会

平成31年 第1回 (定例) 津 奈 木 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成31年3月15日 (金曜日)

議事日程 (第3号)

平成31年3月15日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第7号 津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第8号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第3 議案第9号 津奈木町手数料条例の一部改正について
- 日程第4 議案第10号 津奈木町国民健康保険診療費支払基金条例の一部改正について
- 日程第5 議案第11号 津奈木町森林経営管理事業基金条例の制定について
- 日程第6 議案第12号 津奈木町幼稚園設置条例の一部改正について
- 日程第7 議案第13号 つなぎ美術館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第14号 津奈木町体育施設条例の一部改正について
- 日程第9 議案第15号 津奈木町敬老祝金条例の一部改正について
- 日程第10 議案第16号 津奈木町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第17号 津奈木町簡易水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第18号 平成31年度津奈木町一般会計予算
- 日程第13 議案第19号 平成31年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第14 議案第20号 平成31年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第15 議案第21号 平成31年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第22号 平成31年度津奈木町介護保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第23号 平成31年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算
- 日程第18 議案第24号 平成31年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第19 議案第25号 第9期津奈木町振興計画 後期基本計画の策定について
- 日程第20 議員派遣の件
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第22 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第23 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 追加日程第1 同意第1号 津奈木町監査委員の選任同意について
- 追加日程第2 同意第2号 津奈木町副町長の選任同意について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第7号 津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第8号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第3 議案第9号 津奈木町手数料条例の一部改正について
- 日程第4 議案第10号 津奈木町国民健康保険診療費支払基金条例の一部改正について
- 日程第5 議案第11号 津奈木町森林経営管理事業基金条例の制定について
- 日程第6 議案第12号 津奈木町幼稚園設置条例の一部改正について
- 日程第7 議案第13号 つなぎ美術館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第14号 津奈木町体育施設条例の一部改正について
- 日程第9 議案第15号 津奈木町敬老祝金条例の一部改正について
- 日程第10 議案第16号 津奈木町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第17号 津奈木町簡易水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第18号 平成31年度津奈木町一般会計予算
- 日程第13 議案第19号 平成31年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第14 議案第20号 平成31年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第15 議案第21号 平成31年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第22号 平成31年度津奈木町介護保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第23号 平成31年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算
- 日程第18 議案第24号 平成31年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第19 議案第25号 第9期津奈木町振興計画 後期基本計画の策定について
- 日程第20 議員派遣の件
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第22 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第23 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 追加日程第1 同意第1号 津奈木町監査委員の選任同意について
- 追加日程第2 同意第2号 津奈木町副町長の選任同意について

出席議員（9名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 上村 勝法君 | 2番 澤井 静代君 |
| 3番 久村 昌司君 | 4番 橋口知恵子君 |

5番 柳迫 好則君

6番 寺本 信介君

7番 村上 義廣君

8番 林 賢二君

9番 川野 雄一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 久村 庄次君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 豊隆君	教育長	塩山 一之君
総務課長	林田 三洋君	政策企画課長	倉本 健一君
振興課長	新立 啓介君	振興審議員	下川 秀美君
住民課長	吉澤 信久君	ほけん福祉課長	五嶋 睦子君
教育課長	椎葉 正盛君	会計課長	財部 大介君

午前10時00分開議

○議長（川野 雄一君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 議案第7号 津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

日程第2. 議案第8号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について

日程第3. 議案第9号 津奈木町手数料条例の一部改正について

日程第4. 議案第10号 津奈木町国民健康保険診療費支払基金条例の一部改正について

日程第5. 議案第11号 津奈木町森林経営管理事業基金条例の制定について

日程第6. 議案第12号 津奈木町幼稚園設置条例の一部改正について

日程第7. 議案第13号 つなぎ美術館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について

日程第8. 議案第14号 津奈木町体育施設条例の一部改正について

日程第9. 議案第15号 津奈木町敬老祝金条例の一部改正について

日程第10. 議案第16号 津奈木町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正に

ついて

日程第 1 1. 議案第 1 7 号 津奈木町簡易水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について

日程第 1 2. 議案第 1 8 号 平成 3 1 年度津奈木町一般会計予算

日程第 1 3. 議案第 1 9 号 平成 3 1 年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 1 4. 議案第 2 0 号 平成 3 1 年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第 1 5. 議案第 2 1 号 平成 3 1 年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算

日程第 1 6. 議案第 2 2 号 平成 3 1 年度津奈木町介護保険事業特別会計予算

日程第 1 7. 議案第 2 3 号 平成 3 1 年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算

日程第 1 8. 議案第 2 4 号 平成 3 1 年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算

○議長（川野 雄一君） お諮りします。日程第 1、議案第 7 号津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてから、日程第 1 8、議案第 2 4 号平成 3 1 年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算までの 1 8 議案を一括議題としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 1、議案第 7 号から日程第 1 8、議案第 2 4 号までの 1 8 議案を一括議題とすることに決定しました。

一括議題とした議案について、お手元に配付のとおり、各常任委員長から、審査結果の報告書が提出されております。審査の経過とその結果について、会議規則第 3 7 条第 1 項の規定により、各常任委員長の報告を求めます。

なお、質疑は委員長の報告終了後、一括して行います。

初めに、総務振興常任委員長の報告を求めます。総務振興常任委員長、久村昌司君。

○総務振興常任委員長（久村 昌司君） 総務振興常任委員長報告を申し上げます。

3 月 1 日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、7 日間にわたり、審議を行いましたので、審査の経過とその結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第 7 号から議案第 9 号まで、議案第 1 1 号、議案第 1 3 号、議案第 1 7 号、議案第 1 8 号、議案第 2 1 号、議案第 2 3 号、議案第 2 4 号であります。

審議に当たっては、担当課長、審議員及び班長の出席を求め、提案理由の説明を求めながら審議を致しました。

まず、「議案第 7 号、津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、小学校部活動が社会体育クラブへ移行したが、スポーツ活動に関する協議・支援を継続して行う必要があるため、本条例を改正するとの説明を受け、慎重審議の上採決した結

果、全会一致で可決しました。

次に「議案第 8 号、津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

議案第 7 号と同提案理由として、本条例を改正するとの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第 9 号、津奈木町手数料条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、土地情報に関して、現在、閲覧・交付を行っていない項目があり、削除が必要であること。また、水俣市、芦北町との料金比較の結果、津奈木町の料金が高く、同様の料金で取り扱いたいため、本条例を改正するとの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第 11 号、津奈木町森林経営管理事業基金条例の制定について」の審議結果を申し上げます。

提案理由の説明のあと、「平成 31 年度は意向調査を行い、残金を基金に積み立てるとのことだが、事業は何年間続くのか。また、どういった事業の進め方をしていくのか。」との質問に対して、「意向調査については 10 年前後を見込んでおります。事業の進め方については、区域を分けて地権者に対し順次意向調査を行い、調査結果が出た所から現地を確認して、意欲ある事業体につないでいきます。採算が取れない、または管理できない山林については、最終的に自治体で管理する予定です。」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第 13 号、つなぎ美術館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、町内に居住または町内の学校に在籍する小・中学生の観覧料を無料にすることにより、利用促進を図る必要があるため、本条例を改正するとの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第 17 号、津奈木町簡易水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、学校教育法の改正に伴い、専門職大学の前期課程を修了した者は、短期大学を卒業したものに相当することとなり、大学卒業者に専門職大学の前期課程修了者が含まれる旨を条例上明記するため、条例の改正が必要であるとの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第 18 号平成 31 年度津奈木町一般会計予算」中、総務振興常任委員会所管分についての審議結果を申し上げます。

まず歳出より申し上げます。

款2、総務費の文書広報費で「有線放送で女性に放送させた方が聞きやすいという話があるが、現在苦情等はないのか。」との質問に対して、「声が小さい、活舌が悪い等の苦情が寄せられています。現在当直へ聞き取りやすい放送を心がけるよう注意を促しています。女性での放送は今のところ考えていません。」との答弁がありました。

財産管理費の工事請負費で「旧平国小学校のトイレ改修とあるが、1箇所だけを改修するのか。」との質問に対して、「現在校舎は教育委員会の行政財産から総務課の普通財産へ移行しています。今後の利活用については政策企画課で進めますが、現在カキ小屋等の利用があるため、所管の総務課で必要なトイレ1箇所を改修するものです。」との答弁がありました。

企画費の報酬で「地域おこし協力隊員がつなぎFARMの支援で1人採用されるとのことだが、その業務内容は。」との質問に対して、「3月1日から採用しています。環境配慮型農業の支援を担当してもらい、その他自主的な活動については町が支援をします。今回の隊員は、移住定住者の支援も希望しているため、その支援業務にも携わってもらいます。」との答弁がありました。

また、「隊員の決定はどのように行っているのか。」との質問に対して、「やりたい事を募集要項の6分野の中から選択し応募して頂き、初めに書類審査で1次審査を行い、2次審査として町長・政策企画課長・6分野ごとの担当課長で面接を行い、決定しています。」との答弁がありました。

企画費の委託料で「つなぎタクシー利用者の要望調査は行っているのか。また、要望には対応しているのか。」との質問に対して、「地区懇談会では、予約が難しい、土・日の運行をして欲しいとの意見が出ました。現在は乗車人数が少ない状況ですが、利用者が多くなると試験的に運行し分析していく必要があると思います。土・日の運行については難しい状況ですが、むつみ交通にオペレーターを移行したら可能になると思います。」との答弁がありました。

企画費の負担金補助及び交付金で「空き家リフォーム事業補助金の実績1件ということだが、空き家バンク登録は何件あるのか、また、登録基準はあるのか。」との質問に対して、「空き家バンク登録が6件あり、現在賃貸契約成立が1件となっています。登録者は売買希望がほとんどで、なかなか契約が成立しない状況です。また、空き家バンクの登録基準は特にありませんが、土砂災害特別警戒区域内は登録ができません。」との答弁がありました。

地域振興費の報償費で「ふるさと納税実績は県下でも低いとされていたが、サイト利用者が急増した場合対応していけるのか。」との質問に対して、「現在返礼品の額は1割程度となっています。時期が集中することや、通年発送できる商品が少ないことが課題です。商品の発送は、“さとふる”に委託することで、問題はないと考えています。」との答弁がありました。

美化事業推進費の委託料で、「赤崎ふれあい広場の維持管理は業者委託が妥当なのか、地区へ

の管理委託は考えていないのか。」との質問に対して、「町が雇用する除草作業員での対応を検討しましたが、業務内容に専門性もあるため、業者への管理委託としました。また、地区管理は、難しいと判断しました。」との答弁がありました。

諸費の需用費で、「防犯灯のLED化によって電気料は減少しているのか、また、町の防犯灯は主にどの場所に設置しているのか。」との質問に対して、「設置費に費用はかかるが電気料は減少しています。また、設置場所は主に通学路に設置しています。」との答弁がありました。

款4、衛生費の環境衛生費で「合併処理浄化槽設置補助金については、平成31年度が5ヶ年計画の最終年度ということだが、現在の普及率はどうなっているのか。また、個人所有の土地がなく設置できない時はどうするのか。」との質問に対して、「普及率は約75パーセントで、設置できない所に関しては、空き地などに数世帯共同の国の補助金が活用できる、大型浄化槽の設置を今後検討していきます。」との答弁がありました。

衛生費の簡易水道施設費で、「中尾日当水道管布設替工事に補助金を計上してあるが、他の地区から要望があった場合補助金は出せるのか。また、要望はあるのか。」との質問に対して、「補助要件に該当するようであれば可能です。現在他の地区からの要望はありません。」との答弁がありました。

款5、農林水産業費の農業振興費で、「新規事業の耕作放棄地解消・発生防止基盤整備補助金で、対象者を町内に住所を有する認定農業者と限定してあるが、効果的な事業となるよう要綱をしっかりと定めて実施してもらいたい。」との質問に対して、「これから、要綱を精査していく中で、検討していきます。」との答弁がありました。

款6、商工費の委託料で「国のプレミアム商品券の対象者は何人いるのか。」との質問に対して、「平成30年1月1日現在の臨時福祉給付金での実績では非課税者1,450人、また、平成30年12月31日現在の0歳から2歳の人数は62人となっています。町民の3割が受けられる事業です。」との答弁がありました。

また、「町民の3割しか受けられないのは、国の制度によるものなのか。町単独の地域振興券事業は3,000セットとあるが、増量はできないのか。」との質問に対して、「プレミアム商品券は国の事業のため変えることはできません。地域振興券事業については、町の商工部門振興のため新たに町単独で行うもので、対象者は町民全体となっています。本年度について増量は考えていません。」との答弁がありました。

款7、土木費の負担金補助及び交付金で「戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金で、6件分が予算計上されているが、平成30年度の実績は。」との質問に対して、「平成30年度の実績は問い合わせが2件、その内1件が耐震診断を実施し、診断の結果、改修が必要と認められましたが、改修はされませんでした。」との答弁がありました。

道路維持費の委託料で「住民の高齢化に伴い道路愛護作業で対応できない伐採・除草は、現在臨時職員で対応しているが、本年度は4人から2人に減らして、今後の作業はやっていけるのか。」との質問に対して、「平成31年度は業務委託で対応し、生活道路等は臨時職員で行う予定です。」との答弁がありました。

河川総務費の委託料で「道路、河川とそれぞれ除草等委託費を計上してあるが、伐採・除草をする際、立木や土地の所有者の把握はしているのか。」との質問に対して、「道路の法面や河川の護岸など支障があるようなところは、要望があれば所有者に確認し伐採等の対応をします。また、主要の河川については県に要望を伝えて対応してもらっています。」との答弁がありました。

また、「住民から要望があった際、優先順位をつけて対応していくようにしたらいいのではないか。」との質問に対して、「今回初めて予算を計上したので、要望が多くなった場合、補正等の対応も検討し、優先順位をつけて実施します。」との答弁がありました。

款8、常備消防費の負担金補助及び交付金で、「水俣芦北広域行政事務組合消防費負担金を計上してあるが、芦北消防署建設の進捗状況は。」との質問に対して、「工事については入札が終わり、2月28日に安全祈願祭が実施されました。また、負担金については本年度と来年度での支出の予定です。」との答弁がありました。

消防費の防災費で「近年高齢化率も上昇し一人暮らしの高齢者世帯も増加しているので、今後は町と自主防災組織との連携が必要になってくると思うが、それに関する予算は計上してあるのか。」との質問に対して、「自主防災組織関係の予算は計上していません。」との答弁がありました。また、「安心安全な町づくりのため、自主防災組織の充実を図ってもらえないのか。」との質問に対して、「今後検討します。」との答弁がありました。

以上、慎重審議の上採決した結果、「議案第18号平成31年度津奈木町一般会計予算」中、総務振興常任委員会所管分については、異議なく全会一致で可決しました。

次に「議案第21号、平成31年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算」の審議結果を申し上げます。

提案理由の説明のあと、「工事請負費の内訳は。」との質問に対して、「主に平国の配水場及び浄水場に係る貯水槽、ポンプ、電気設備等施設全般の工事となります。」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第23号、平成31年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算」は、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第24号平成31年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算」の審議結果を申し上げます。

提案理由の説明のあと、「販売の伸び悩みについて、何が問題と考えているのか。また、販売を促すための対策は考えているのか。」との質問に対して、「当初の販売価格を見直しできないのは一つの要因と考えますが、分譲地の購入助成金や補助金の交付により、町内の販売価格と大差はありません。昨年度より定住促進事業補助金を上限50万円から70万円に増額しており、移住定住促進事業と合わせ、広く情報を発信し販売促進を図っていきます。」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

最後に、赤崎ふれあい広場整備、旧平国小学校トイレ改修工事、平国浄水池配水池外工事、県道水俣田浦線福浦緑地整備、舞鶴城公園、野首支線舗装工事、竹中団地外壁改修工事の現場視察を行いました。

以上、総務振興常任委員会に付託されました10議案は、慎重審議の結果、それぞれ異議なく可決しました。

平成31年3月15日、総務振興常任委員長、久村昌司。津奈木町議会議長、川野雄一様。

○議長（川野 雄一君） 総務振興常任委員長の報告が終わりました。

次に、教育住民常任委員長の報告を求めます。教育住民常任委員長、寺本信介君。

○教育住民常任委員長（寺本 信介君） 教育住民常任委員長報告を申し上げます。

3月1日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、7日間にわたり、審議を行いましたので、審査の経過とその結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第10号、議案第12号、議案第14号から議案第16号まで、議案第18号から議案第20号まで、議案第22号の9議案であります。

審議にあたっては、担当課長、審議員、班長、及び担当者の出席を求め、慎重審議しました。その結果を報告いたします。

まず初めに、議案第10号「津奈木町国民健康保険診療費支払基金条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

この条例は、津奈木町国民健康保険人間ドック事業の対象者の拡大及び健康センター（仮称）調理室の改修に伴い、本基金を利用する必要があるために、本条例を改正するものです。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第12号「津奈木町幼稚園設置条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

この条例は、少子化の影響により園児数も減少している中、現在の園児数と定員数がかけ離れており、実情にあった適正な定員数とするため、本条例を改正するものです。

「幼稚園の定数が105人で、交付税が501万8,000円、30人で733万4,000円

という説明だったが、これは逆ではないか。」との質問に対して、「一人当たりで考えると、園児が少ないほどかかる経費が大きくなる。園児が少ないほど、町の負担が大きくなり交付税が多くもらえられると思われる。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第14号「津奈木町体育施設条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

この条例は、総合運動公園テニスコートを幅広いスポーツに活用できるよう施設を改修することに伴い、本条例を改正するものです。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第15号「津奈木町敬老祝金条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

この条例は、本条例の目的に鑑み、高齢者の長寿を祝す祝金の支給年齢を変更し、80歳への支給を継続するため、本条例を改正するものです。

「平成30年度改正に対して、問い合わせはなかったのか。」との質問に対して、「平成30年度は、経過措置により80歳と88歳から90歳までが対象となり、対象者も増え苦情などはなかった。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第16号「津奈木町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

この条例は、児童福祉法の改正に伴い、本条例を改正する必要があるためです。

「今回の改正により、どのような内容変更となるのか。」との質問に対して、「本条例の引用条項を変更したもので、制度そのものの内容は変わらない。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第18号「平成31年度津奈木町一般会計予算」中、住民課、ほけん福祉課及び教育課が所管する科目について審議結果を申し上げます。

まず、歳入について報告します。

民生費県補助金では、「未婚の親の場合は、ひとり親家庭等医療費助成事業の対象となるのか。」との質問に対して、「対象となる。」との答弁でした。

次に、歳出の報告をします。

住民課関係の賦課徴収費で、「e L - T A Xシステム更新及び地方税共通納税システム導入委託料は本年のみなのか毎年続くのか。」との質問に対して、「e L - T A Xシステム更新及び地方税共通納税システム導入委託料は本年のみで、e L - T A X審査システム使用料については継続して費用が発生する。」との答弁でした。

次に、清掃総務費で、「新規事業の不法投棄業務委託料の内容は。」との質問に対して、「保

健所から不法投棄の情報、回収の指摘があっているが、町職員や収集員では、対応が難しいため、業者に委託して回収処理を行う。主に家電製品が捨ててあり、業者に町が指定した場所を回収してもらおう。住民からの通報も対応可能である。」との答弁でした。

塵芥処理費で、「何の重機を購入するのか。保管場所はどこにするのか。」との質問に対して、「粗大ごみを破砕した状態で業者に引き渡すための解体作業のためのコンボを買い替える。保管場所は、ブルーシートで覆い、事務所裏を予定している。」との答弁でした。

次に、ほけん福祉課関係の老人福祉費で、「市民後見推進事業はどのような内容なのか。」との質問に対して、「成年後見人は弁護士や司法書士が担っているが、高齢化が進み、今後需要が多くなったときに不足してしまうことから、研修等の事業により、一般の人を育成し、成年後見人の担い手を増やす試みである。」との答弁でした。

保健衛生総務費で、「不妊治療費助成事業の新設はいいことで、何名程度なのか。」との質問に対して、「県からの情報では年4人程度である。」との答弁でした。

「不妊治療の費用は高額と聞いたが、実際の治療費等は把握しているのか。」との質問に対して、「保険外診療であることから、治療費等は把握していない。」との答弁でした。

健康増進事業費で、「胃がん検診はバリウムでなく、胃カメラに変更しないのか。」との質問に対して、「胃カメラでの検診の場合一人に係る時間が長くなり、委託先の検査機器の確保及び実施体制で、集団検診での胃カメラによる検診体制が整っていない。」との答弁でした。

次に、教育課関係の事務局費で、「いじめ対策について件数等の把握はされているのか。」との質問に対して、「毎年12月から1月にかけて、小・中学校の全児童生徒へいじめに関するアンケートを実施し、小学校では、少し嫌な思いをすることがあったなどかなりの件数の回答があったが、継続することはなかった。中学校では、いじめられているのを見たという回答が1件あったが学校の対応等で解消した。」との答弁でした。

「虐待や不登校についての状況はどうか。」との質問に対して、「虐待について把握していないが、初期段階で発見するための取り組みについて、いじめ問題対策連絡協議会で確認をした。不登校について、完全不登校はいないが、不登校傾向にある児童生徒は、病気等により小・中学校で、それぞれ数名見受けられる。」との答弁でした。

次に、文化センター費で、「文化センターの移動観覧席改修工事の内容は。」との質問に対して、「ホール内の移動観覧席のレールの部分が破損し、稼働させるとフロアに傷がつく恐れがあり、現在は稼働が出来ない。フロア全体を利用できるように改修を行う。」との答弁でした。

「トイレの改修設計委託料が少し高額ではないか。トイレ改修にかかる費用はどの程度を想定しているのか。」との質問に対して、「男子、女子及び身障者用トイレの設計は、事務所などに隣接しているため、センター全体の構造などを勘案し、委託料を計上している。改修費用は

3,000万円程度を想定している。」との答弁でした。

体育施設費で、「赤崎運動公園トイレ清掃管理委託料の業務内容と赤崎運動公園管理委託料との違いは何か。」との質問に対して、「赤崎地区の住民に委託し、月に10日前後（週2～3回程度）、トイレトーパーの補充やトイレ清掃等を行い、月初めに月報を提出してもらっている。管理委託料は、体育館の受付業務等の管理委託である。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、議案第18号「平成31年度津奈木町一般会計予算」中、教育住民常任委員会所管分については、全会一致で可決しました。

次に、議案第19号「平成31年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算」について審議結果を申し上げます。

歳入では、「国民健康保険税の減額理由は。」との質問に対して、「平成30年度から制度改正（県への納付方式）となったため、昨年度は県の国保事業費納付金標準保険料率算定結果表に基づき当初予算を計上していたが、本年度は現在の賦課状況などの実績等により、予算額を計上したため減額となった。」との答弁でした。

歳出では、「人間ドックは、上限が4万円となると自己負担が増えるが利用者は増えるのか。」との質問に対して、「これまで通り全額無料ではないが、5歳刻みでなくなるので人間ドックを受診する機会は多くなる。広報に力を入れて利用者を増やしたい。」との答弁でした。

「健康センター（仮称）は、どのような改修をするのか。」との質問に対して、「老朽化した改善センターの調理室のリニューアルを行い、調理室、機能訓練室、和室を含めて健康センターとして稼働させていきたい。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第20号「平成31年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算」について審議結果を申し上げます。

執行部からの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第22号「平成31年度津奈木町介護保険事業特別会計予算」について審議結果を申し上げます。

歳出では、「要介護高齢者等移送サービス助成金は、寝たきりで、救急車を呼ぶほどでないときに移送するためのサービスだが、年間何回使えるのか。」との質問に対して、「1回5,000円の償還払いで、目安としてタクシーが15kmで6,160円ほどかかるとして、5,000円が補助となり、利用回数の上限はない。」との答弁でした。

「認知症総合支援事業で、認知症地域支援・ケア向上推進事業委託料と認知症初期集中支援推進事業委託料とあるが、それぞれどこに委託しているのか。」との質問に対して、「地域包括支援センターへ委託している。活動内容は、認知症カフェの本町での設置における足がかりや認知

症サポーター養成を小・中学生や一般の方を対象に行っている。認知症関連の総合相談についても行っている。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

最後に現場視察の結果報告を致します。

改善センター内の調理室、赤崎ふれあい広場、漁港のごみ投棄防止看板、ごみ処理場、辻線・津奈木太郎線での不法投棄現場、小学校体育館、文化センター内トイレ及び移動式観覧席などの現場視察を行いました。

赤崎ふれあい広場内のトイレについては、現在、男女共用となっており、きちんと整備すべきである。

小学校体育館玄関の外壁の汚れが著明で、早急の対応が必要である。

以上、教育住民常任委員会に付託されました9議案については、慎重審議の結果、それぞれ異議なく可決しました。これで報告を終わります。

平成31年3月15日、教育住民常任委員長、寺本信介。津奈木町議会議長、川野雄一様。

○議長（川野 雄一君） 教育住民常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第7号から議案第24号までについて、順次、討論、採決を行います。

議案第7号津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第8号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。
議案第 9 号津奈木町手数料条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 9 号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第 9 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。
議案第 10 号津奈木町国民健康保険診療費支払基金条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 10 号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第 10 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議案第 11 号津奈木町森林経営管理事業基金条例の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第 11 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議案第 12 号津奈木町幼稚園設置条例の一部改正について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第12号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号つなぎ美術館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第13号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号津奈木町体育施設条例の一部改正について、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号津奈木町敬老祝金条例の一部改正について、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号津奈木町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号津奈木町簡易水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第17号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号平成31年度津奈木町一般会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第18号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号平成31年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算について、討論ありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第19号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号平成31年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第20号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号平成31年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第21号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号平成31年度津奈木町介護保険事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の

の報告は可決です。

お諮りします。議案第22号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号平成31年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算について、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第23号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号平成31年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算について、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第24号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第25号 第9期津奈木町振興計画 後期基本計画の策定について

○議長（川野 雄一君） 日程第19、議案第25号第9期津奈木町振興計画 後期基本計画の策定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第25号第9期津奈木町振興計画 後期基本計画の策定についてを御説明申し上げます。

今年度に第9期津奈木町振興計画の前期基本計画が終了することに伴い、新たに来年度からの5カ年間の後期基本計画につきまして、津奈木町振興計画策定条例に基づき、振興計画策定審議

会への諮問を得て策定致しました。策定に当たられました審議会の委員の皆様には、感謝を申し上げます。

基本計画の策定については、津奈木町振興計画策定条例第4条及び地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号第9期津奈木町振興計画 後期基本計画の策定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第20. 議員派遣の件

○議長（川野 雄一君） 日程第20、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、議員派遣について、期間等やむを得ず変更を生じる場合は、議長に一任願いたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議長に一任することに決定しました。

日程第21. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程第22. 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第23. 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（川野 雄一君） お諮りします。日程第21から日程第23までの、各委員長からの閉会中の継続調査の申し出3件を一括議題とします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。日程第21、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件、日程第22、総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件、日程第23、教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件は、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第21から日程第23までは、各委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

ここで暫時休憩とします。

午前10時55分休憩

午前11時05分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1. 同意第1号 津奈木町監査委員の選任同意について

○議長（川野 雄一君） 議事日程の追加を行います。

お諮りします。ただいまお手元に配付致しました追加議事日程のとおり、本日の日程に追加して議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議事日程を追加することに決定しました。

追加日程第1、同意第1号津奈木町監査委員の選任同意についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 同意第1号津奈木町監査委員の選任同意について、御説明申し上げます。

監査委員竹永正氏が平成31年3月31日をもって任期満了を迎えられます。

竹永氏は行財政事情に大変明るく、堅実な性格で、監査委員として最適任者であると思ひ、再任をお願いするものでございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号津奈木町監査委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

追加日程第2. 同意第2号 津奈木町副町長の選任同意について

○議長（川野 雄一君） 追加日程第2、同意第2号津奈木町副町長の選任同意についてを議題とします。

ここで、関連のある林田総務課長には退出をお願い致します。

〔総務課長林田三洋君退場〕

○議長（川野 雄一君） 本件について、提出者の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 同意第2号津奈木町副町長の選任同意について、御説明申し上げます。

副町長は平成29年6月より空席となっております。林田三洋氏は平成27年4月から総務課長としてその役職についていただいております。行政経験が豊富で、職員からの信頼も厚く、最適任者であると認めるところでございます。

よって、地方自治法162条の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号津奈木町副町長の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

ここで林田総務課長の入場を許します。

〔総務課長林田三洋君入場〕

○議長（川野 雄一君） 林田総務課長には、今後ともよろしくお願いを致します。

○議長（川野 雄一君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。これにて会議を閉じます。

これで、平成31年第1回津奈木町議会定例会を閉会します。

午前11時11分閉会

○議長（川野 雄一君） ここで、町長からの発言の申し出がっておりますので、これを許します。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 3月1日に開会されました第1回定例会も、15日間にわたって慎重なる御審議をいただき、平成31年度当初予算を初め、条例改正など、大変重要な案件を御議決賜り、まことにありがとうございました。

また、本日追加提案致しました人事案件につきましても、御同意賜り、心から御礼を申し上げます。

この会期中にいただきました、当初予算に対する御指摘は真摯に受けとめ、議員の皆様にご納得いただける事業展開を行ってまいりたいと思います。

さて、南九州西回り自動車道、水俣インターチェンジが開通し、朝夕の渋滞もなくなり、トラックなど、大型自動車の通行が激減致しました。

3号線沿線にお住まいの方や、近隣の市町へ通勤される方、また学校へ通学する児童の皆さんには、安心安全が確保され、プラス効果となりました。

現在のところ、つなぎ温泉四季彩には、影響は出ていませんが、商業やサービス業を営まれる方々にとっては、交通量の減少により、マイナス効果になるかもしれません。

ただ、津奈木インターも水俣インターも3号線に直結していることから、本町は、とても立ち寄りやすい環境にあります。

3月9日に行いました平国小マルシェも、町内外からたくさんの方に来ていただき、大盛況となりました。

今後は、全線開通を見据えて、日帰りの観光客や途中下車の入り込み客を増加させる施策も進めていかなければならないと思います。

新年度からは、私をサポートしてもらおう副町長を迎え、それぞれの政策を加速させてまいりますので、今後ともどうぞ御指導のほど、よろしくお願いを致します。

季節も変わりまして、春の香りが漂い、町が淡いピンクに彩られる美しい時節柄となりました。本年は統一地方選挙の年、4月になりますと、議員の皆様方の町議会議員選挙が行われます。立候補を予定されている現職の皆様方には、再びこの議場でお会いできますことを確信しております。

また、今回を限りに御勇退されます方におかれましては、長い間、町政発展に御貢献くださいましたことに対しまして、心より感謝申し上げますとともに、敬意を表する次第でございます。

今後も津奈木町の発展のために御指導を賜りますことをお願い申し上げ、御礼の言葉にかえさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（川野 雄一君） 閉会の御挨拶を申し上げます。

今津奈木町議会第1回定例会におきまして上程されました案件につき、長期間にわたる議員各位の慎重審議の結果、全案件、原案のとおり議決を見ましたことは、議員各位の御精励によるたまものと感謝申し上げます。

執行部におかれましては、両委員会の審議に当たり、担当課長を初め、班長及び担当者各位には、常に真摯な態度で審議に御協力いただき厚く御礼を申し上げます。

委員会や本会議において、議員より述べられました意見や要望等については十分考慮を払われ、反映されますよう望むものであります。

いよいよ来月は、我々議員にとりまして、最も大事な選挙が行われます。今後ともますます健康に留意され、町政の推進に御協力を賜りますとともに、また、この場で元気でお会いできますことを心から祈念申し上げ、閉会の御挨拶と致します。御苦労さまでございました。

午前11時17分終了

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 川野 雄一

署名議員 林 賢二

署名議員 上村 勝法